

# 参 考 資 料

(予算執行調査の反映状況)

(令和4年度予算政府案)

令和4年1月

財務省主計局

【 目 次 】

	頁		頁
(1) 【内閣府】 地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業等に係る経費	1	(21) 【農林水産省】 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	21
(2) 【内閣府】 災害援護貸付金	2	(22) 【農林水産省】 海岸事業（海岸保全施設の維持管理）	22
(3) 【内閣府】 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）業務	3	(23) 【農林水産省】 備蓄米及びミニマム・アクセス米（MA米）の管理・販売コスト	23
(4) 【総務省】 周波数の使用等に関するリテラシーの向上	4	(24) 【農林水産省】 林業イノベーション推進総合対策（省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策）	24
(5) 【総務省】 就業構造基本調査（周期統計調査経費）	5	(25) 【経済産業省】 災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	25
(6) 【法務省】 刑務所出所者等に対する就労支援	6	(26) 【経済産業省】 IT導入補助金	26
(7) 【外務省】 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業	7	(27) 【国土交通省】 都市公園・緑地等事業	27
(8) 【外務省】 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等	8	(28) 【国土交通省】 防災情報提供のあり方	28
(9) 【財務省】 税関監視艇建造・運航等経費	9	(29) 【国土交通省】 道路事業の事業評価	29
(10) 【文部科学省】 公立学校施設整備事業	10	(30) 【国土交通省】 事業者向けドライブレコーダー等の情報活用	30
(11) 【文部科学省】 いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）	11	(31) 【国土交通省】 空港着陸料のネットワーク割引	31
(12) 【文部科学省】 研究施設の運営の効率化	12	(32) 【国土交通省】 出入国の円滑化に係るシステム等	32
(13) 【文部科学省】 地域文化財総合活用推進事業（地域の文化遺産次世代継承事業）	13	(33) 【環境省】 CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	33
(14) 【厚生労働省】 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	14	(34) 【防衛省】 退職予定自衛官に係る就職援護事業	34
(15) 【厚生労働省】 児童虐待・DV対策等総合支援事業	15	(35) 【防衛省】 防衛情報通信基盤の部外回線借上	35
(16) 【厚生労働省】 生活保護（医療扶助）	16	(36) 【防衛省】 間接調達の適正化	36
(17) 【厚生労働省】 障害福祉サービス等（障害児通所支援）	17	(37) 【各府省】 携帯電話等に係る経費	37
(18) 【厚生労働省】 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況	18	(38) 【各府省】 業務用車に係る経費	37
(19) 【厚生労働省】 診療報酬（後発医薬品関係）	19	(39) 【各府省】 議事録等作成業務に係る経費	38
(20) 【農林水産省】 産地パワーアップ事業	20	【参考】 令和3年度予算執行調査の4年度予算への反映額一覧	39

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(1) 地域経済分析システム (RESAS) による地方版総合戦略支援事業等に係る経費	共同	(北海道財務局)	108	108	0	-
事案の概要	地域経済分析システム(以下「RESAS」という。)による地方版総合戦略支援事業等は、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方公共団体をはじめ教育機関、民間企業、NPO、住民等に対してRESASの本格的な普及・活用を推進する事業である。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. RESAS/V-RESASのデータ活用について

○ 特にV-RESAS(新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響を可視化するシステム)において、一部のデータメニューはほとんど活用されていないことから、利便性向上や、さらなる広報活動を通じた利活用促進策を講じつつも、V-RESASが時限的に導入されたことに鑑みて、活用状況や利用者のデータのニーズや、費用対効果の観点を踏まえた在り方を検討すべき。

### 2. 普及促進事業の評価について

○ 普及促進事業については、データを活用した地方創生に対する意識向上につながるなど、普及促進事業の効果は全般的に認められる。  
○ しかしながら、今後より具体的な活用をさらに促すためには、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」も踏まえ、普及促進事業そのものの効果を高めるべき。特に地方創生政策アイデアコンテストは、その効果に対する認知が低いことを踏まえて、地方創生の機運醸成を図る観点から、フォローアップの回数を増やすなどの取組を検討し、更なる改善を図るべき。

### 3. 業務体制について

○ 経済産業局等に配置されている政策調査員(※)について、経済産業局等の職員と同様の業務内容となっている可能性があることから、政策調査員の業務内容を、データ活用による地方創生の全国への横展開の推進を図るなどと明確にすべき。また、マニュアルの充実による相談事務の効率化を図りつつ、政策調査員は、「2. 普及促進事業の評価について」において指摘されたフォローアップの充実や優良事例の横展開に注力すべき。

(※) RESASの普及・活用を推進するために配置される非常勤職員。

## 反映の内容等

### 1. RESAS/V-RESASのデータ活用について

○ 各データ項目について、閲覧状況と費用を比較分析するなど、データのニーズや費用対効果の検討を行い、一部データの提供の停止や機能改善等の見直しを行っている。

### 2. 普及促進事業の評価について

○ 普及促進事業の効果を高めるため、地方創生政策アイデアコンテストの認知向上に向けた取組を実施した。具体的には、コンテストの応募件数増加や一般層への認知度向上を目指し、オンラインコミュニティやメディアと連携した施策を新たに実施した。また令和2年度以前の受賞者について、その後の状況を記事として掲載し、アイデアの認知度を高める取組も行っている。  
○ 政策アイデアコンテスト実施後のフォローアップについては、従来から行っていたアイデア具体化の支援に加え、新たにアイデア実行段階や事業化の支援も開始している。加えて、アイデア具体化、実行段階、事業化の各支援を一体的に行い、受賞者にとってシームレスなフォローアップとなるよう改善を行った。

### 3. 業務体制について

○ 政策調査員が活用できる共通マニュアルとして、RESASの操作を解説する動画資料を整備して周知を行うなど、普及促進活動の効率化を図った。  
○ 各経済産業局等に対して、普及促進事業におけるフォローアップの充実と横展開の強化を指示した。加えて、コロナ禍で対面による意見交換の機会が減少していたが、オンライン等を活用した現場とのコミュニケーションの強化も実施している。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(2) 災害援護貸付金	本省	-	150	150	-	-
事案の概要	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、都道府県内で「災害救助法」が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸付けを行うものである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 条例の改正について

○ 災害が発生していない等を理由に改正に係る検討を実施していない市町村があるが、災害の有無にかかわらず、事前に運用の見直しに係る検討を行うなど、事前の備えが必要である。このため、内閣府は、各市町村の運用状況等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべきである。また、災害援護資金貸付制度に係る条例を制定していない自治体に対して、制定を促すべきである。

### 2. 利用のための取組について

○ 被災者の生活再建の一助を担う災害援護資金貸付制度について、まずは、住民に制度を知っていただくことが必要である。また、災害発生時においては、効率的な事務処理が求められる。  
 ○ このため、内閣府は、自治体に対し、住民への周知に係る取組や事務手続の効率化に係る取組の優良事例等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべきである。  
 ○ また、内閣府は、被災者や行政機関窓口職員等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるよう、生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースを令和3年度中に構築し、令和4年度から本格的運用を予定しているが、災害援護資金貸付制度の貸付利率等は市町村ごとに異なることから、これらを適切に反映させるべきである。

## 反映の内容等

### 1. 条例の改正について

○ 災害援護資金貸付制度に係る条例が未整備な市町村に対し、担当者会議等の機会を捉えて、適切な取組が行われるよう促していく。

### 2. 利用のための取組について

○ 災害援護資金貸付制度の地域住民への周知について、担当者会議等の機会を捉えて、適切な取組が行われるよう促していく。  
 ○ 生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースシステムに市町村の情報が入力できるようシステムの環境が整った段階で、市町村に対して対応するよう要請を行う。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(3) 全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) 業務	共同	(九州財務局)	3,026の内数	3,026の内数	-	-
事案の概要	全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET) は、管理及び運用の主体である独立行政法人国民生活センター (以下「国民生活センター」という。)、中央省庁等、都道府県及び市区町村 (以下「自治体」という。) の消費生活センターをネットワークで結び、消費生活相談員 (以下「相談員」という。) が入力する消費生活相談情報の蓄積、共有及び情報提供を行うシステムである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. PIO-NETを利用した業務について

(1) 相談員の勤務時間に占める業務内容について  
消費者庁は、相談員の意見を聴取し、入力項目や入力規則等、現在の入力仕様を見直し、PIO-NETへの情報入力に要する時間の削減に努めるべき。

(2) 消費生活センターの運営について  
消費者庁は、地域の実情を踏まえ、複数の自治体が連携し、人員配置を含め、より効率的な消費生活センターの運営が可能となる広域連携体制をより一層促進すべき。

### 2. PIO-NETの運用について

消費者庁は、高度なセキュリティ要件を具備しつつも、クラウドサービスの利用や各機関にて備える端末からPIO-NETへの接続を可能とするなど、システム構成等を見直し、固定的経費である運用経費の削減を図り、消費者行政の充実及び強化のための施策に資源を充てるべき。

## 反映の内容等

消費者庁及び国民生活センターは、消費生活相談のデジタル化に向け、学識経験者、実務家、相談現場の各有識者からなる「消費生活相談デジタル化アドバイザリーボード」を設置し、消費生活相談のデジタル化に向けた検討を行っており、令和3年9月には「消費生活相談のデジタル化に係る中間的とりまとめ」を公表した。同とりまとめにおいては、下記のとおり予算執行調査において指摘した事項についても示されており、今後、この方針に沿って具体的に対応していくこととしている。

### 1. PIO-NETを利用した業務について

(1) 相談員の勤務時間に占める業務内容について  
相談業務の実態を踏まえ、FAQの充実など、消費者による自己解決促進のための環境整備・支援に着手するとともに、相談員の負担軽減について検討する。

(2) 消費生活センターの運営について  
地域の実情を踏まえ、より効率的なセンター運営が可能となるよう支援システムの導入やデジタルを活用した効果的な地域間連携の在り方等について検討する。

### 2. PIO-NETの運用について

試行版の構築・実証・継続的な検証等も踏まえて、PIO-NET専用回線、専用端末、独自開発等を見直し、クラウドサービスなど、今の時代に即したシステムの活用、標準的な業務モデルを検討する。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(4) 周波数の使用等に関するリテラシーの向上	本省	—	262	195	▲68	▲41

事業の概要 本事業は、「電波の安全性」や「電波の公平かつ能率的な利用」に関する国民のリテラシーの向上を目的として、説明会や電話相談等を実施する事業である。(本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 電波の安全性に関する説明会について

医療機関向けの説明会について、事業内容の改善に向けて、PDCAサイクルを十分に機能させる観点から、対象者の属性や説明会の内容に応じた、具体的な成果目標の設定を検討すべきではないか。

令和2年度におけるオンライン開催の経験を踏まえ、事業の効率化に向け、オンライン開催の継続、更なる拡大を検討するとともに、地域向けの説明会は、オンライン開催を前提に統合を図るべきではないか。

### 2. 電話相談について

電波の安全性に関するリテラシーの向上との事業目的を達成する観点から、本事業に有効性があるかをしっかりと検証すべきではないか。

現在の利用率が低調であることを踏まえ、常設の電話相談窓口を設置する必要性を検証すべきではないか。

### 3. 民間ボランティアを通じた周知啓発活動について

電波教室について、事業目的である「電波の適正利用に関するリテラシーの向上」がしっかりと実現されるよう、推進員に成果目標を明確に共有するとともに、現在の対象者層が成果目標と照らして適切であるか等、事業の有効性を検証すべきではないか。

事務局の人的費については、活動実績が低調な場合にはそれに応じた金額とする仕組みとすべきではないか。

1. の説明会と3. の周知啓発活動は、それぞれ異なる事務局が運営を担当している。双方の事務局業務の統合を図るなど、事業全体を通じた効率化の方策も検討すべきではないか。

## 反映の内容等

### 1. 電波の安全性に関する説明会について

総務省は、説明会の成果目標として、「『医療機関において、安心・安全に電波を利用するための手引き』の認知度」を設定することとした。

また、説明会のオンライン開催及びオンデマンド配信を活用するとともに、地域別のニーズに応じた開催形態・規模とすることで予算の効率化を図った。(反映額:▲15百万円)

### 2. 電話相談について

総務省は、電話相談の入電時と終電時の不安解消度を測定し、不安解消度の低い項目について対応策を検討するなど、本事業の有効性の検討を行うこととした。

また、利用が低調な時間帯については、電話相談窓口の受付時間の短縮を図り、人件費を削減することで予算の効率化を行った。(反映額:▲2百万円)

### 3. 民間ボランティアを通じた周知啓発活動について

総務省は、成果目標が推進員に共有されるよう周知を行うとともに、今後、中長期的な事業の在り方を含めて検討を行うこととした。

また、ポストコロナ禍においても、平時の活動内容と同等の成果を上げることができるよう、オンライン化やeラーニングの活用により、事務局の人的費等の運営コストの削減を行った。(反映額:▲24百万円)

上記のとおり、事業内容の見直しを行い、費用の効率化を図った。総務省において、更に事業全体の効率化を図ることができる部分がないか、引き続き検討を行う。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(5) 就業構造基本調査(周期統計調査経費)	本省	—	9	2,431	2,423	—
事案の概要	<p>就業構造基本調査は、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに実施されている。次回調査は令和4年に予定されている。</p> <p>調査は、国から各地方公共団体に委託して行われており、調査に要する費用(手当、旅費、消耗品費等)を委託費として交付している。平成29年度は、予算額2,206百万円のうち、2,059百万円(約93%)が地方公共団体への委託費となっている。</p> <p>※「4年度予算案」の金額には、デジタル庁への一括計上分を含む。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 地方公共団体委託費について

統計調査員手当等、地方公共団体委託費の算定にあたっては、オンライン化による効率化の効果を適切に反映させるべき。

### 2. オンライン調査について

オンライン調査については、オンライン回答率の高い地方公共団体の取組も参考にしながら、各地方公共団体においても積極的に推進を図る必要がある。

その際、統計調査員については、オンライン調査を推進していく観点から研修等を通じて指導育成を図る必要がある。

また、他の統計調査についても、同様の観点から予算の効率的・効果的な執行に努めるべきである。

## 反映の内容等

### 1. 地方公共団体委託費について

オンライン化による効率化を統計調査員手当等に反映することで、地方公共団体委託費の削減を図った。  
(平成29年調査と令和4年調査の比較による反映額：▲68百万円)

### 2. オンライン調査について

各地方公共団体及び個々の統計調査員の取組次第でオンライン回答率が高められる可能性が示唆されたことを踏まえ、調査世帯へのオンライン回答を促すリーフレットの配布に加え、地方向けの会議の場を活用し、令和2年国勢調査等において地方で行われた取組の好事例を共有し、各地域に適した取組を行うよう指導する。加えて、調査員の資質向上を図るため、調査員事務説明会においてオンライン調査に関する説明・指導の強化を図る。

また、他の統計調査等についても、オンライン化による効率化を統計調査員手当等に反映することで、予算の削減を図った。

(労働力調査の反映額：▲14百万円)

(家計調査の反映額：▲6百万円)

( (独) 統計センター運営費交付金の反映額：▲3百万円)

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	(6) 刑務所出所者等に対する就労支援	本省	—	829	835	6	▲0
事案の概要	「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)に基づき、再犯防止対策の充実強化の一環として実施されている犯罪や非行をした人(以下「刑務所出所者等」という。)への就労支援に関する事業や制度。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

刑務所出所者等の雇用を促進するためには、協力雇用主と緊密な関係を構築することが不可欠である。独自の施策を実施するなど制度運用の推進に積極的な保護観察所の取組内容を他の保護観察所でも活用・横展開することを検討すべき。

### 2. 就労支援の効果検証について

刑務所出所者等就労奨励金制度について、現在のスキームを活用しつつ、有職率の向上等のため、現状の予算の範囲内で、さらに効率的な運用ができるよう対象者の年齢や類型などの事情を勘案した上で、比較的有職率の高い年齢層には自力での就労をより促し、年齢や罪名等で就労が不利な対象者には手厚くするなど制度の運用方法の見直しを検討すべき。

## 反映の内容等

### 1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

調査結果を踏まえ、保護観察所独自に実施している積極的な取組を横展開するため、雇用における好事例等を共有するための取組を、令和4年度から実施することとしている。

### 2. 就労支援の効果検証について

調査結果を踏まえ、令和4年度において、離職率の高い若年者の職場定着を促進するため、当該者を雇用した協力雇用主がフォローアップ面接等を実施した場合に、就労奨励金に1万円/月を加算する制度を新設し、その上で引き続き比較的有職率の高い年齢層には自力での就労を促すことにより、限られた予算の範囲内でメリハリをつけた措置を講じている。



# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(7) 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業	本省	—	33	16	▲17	▲24
事業の概要	本事業は、米国で人脈を構築し、今後の日米関係で主導的役割を果たす人材の育成を目的として、日本から米国への大学生等のインターンシップ参加を支援するものである。(本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 今後の日米関係強化につながる派遣内容について

- (1) 前回調査結果において「参加後のフォローアップを数年かけて実施し事業効果について検証を行うべき」と指摘したにもかかわらず、今回の調査で実施した(※)アンケートの回収率は全体で2割程度となっており、特に平成29年度以前の派遣者の追跡が著しく不十分である。  
(※)平成27年度から令和元年度に派遣した152名中31名が回答。
- (2) 派遣者が将来的に日米関係に貢献するためには、派遣者に、日米関係の強化という本事業の目的を理解した上で参加してもらう必要があるが、特に学生の派遣者は事業目的に係る認識が不十分ではないか。
- (3) 一部の派遣者は、現地で日米関係強化にあまり関連のない業務を行っているなど、派遣先の業務内容の事前確認が十分とは言えないのではないかと。特に学生において、派遣者の多くは、派遣終了後に個人の交流を超えて日米関係の強化に貢献する活動ができていない。

### 2. 派遣費用の効率化について

派遣人数の絞り込み以外に経費を直接抑えた取組として認められるものは、研究所への長期学生派遣にかかるマッチング経費の削減程度であり、外務省の関与により費用面で効果的な事業実施ができているとは認められない。

### 3. 今後の改善点・検討の方向性について

以上を踏まえ、本事業は日米関係強化を目的とした人材育成として効果的、効率的とは言えず、ゼロベースで見直しを行うべきである。

## 反映の内容等

### 1. 今後の日米関係強化につながる派遣内容について

これまでの派遣者の追跡が著しく不十分であるため派遣後のフォローアップや事業の検証ができておらず、特に学生派遣については、事業目的に係る認識の改善や構築した人脈を活用した日米関係の強化に貢献するような活動の実施等の事業の成果も十分に確認できないことから、学生派遣については令和3年度をもって終了することとした。  
(反映額：▲24百万円)

### 2. 派遣費用の効率化について

派遣先とのマッチング経費以外に、派遣者の選定についても外務省がより直接的に関与することで費用を効率化できる余地が認められたことから、令和4年度からは外務省が派遣者及び派遣先の選定を実施することとした。

### 3. 今後の改善点・検討の方向性について

- (1) 日本人研究者育成支援事業については、構築した人脈を活用したワークショップを開催するなどの一定の成果が認められることから、令和4年度においても派遣を継続することとした。
- (2) 上記に加え、日米関係・国際関係・安全保障問題等に関する研究や学術界を中心とした人脈の形成等を通じて、日米双方において発信力の高い人材を育成するため、新たに博士課程在籍者を含む若手研究者1名の派遣を実施することとし、その効果を見極めつつ、今後の事業の在り方を検討していく。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(8) 独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等	本省	—	150,660の内数 等 (一般会計、政府関係機関)	150,139の内数 等 (一般会計、政府関係機関)	▲521の内数 等 (一般会計、政府関係機関)	—
事案の概要	独立行政法人国際協力機構(JICA)では、外務省から交付された独立行政法人運営費交付金等を用い、コンサルタント契約等を通じて技術協力プロジェクト等を実施している。(本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 価格競争メカニズム等の導入状況

前回調査では全てのコンサルタント等契約を対象に令和元年度よりQCBS(※1)を適用することとしていたが、コンサルタント契約総額の多くを占める技術協力プロジェクトにおいて導入されていない。については技術協力プロジェクトにおける価格競争メカニズムの早期導入へのスケジュールについて再度設定するとともに、早期導入が困難である場合にはその理由を示すべき。

(※1) 技術提案の内容等だけでなく見積額そのものも評価して契約の相手方を決定する、企画競争の方式。従来の企画競争と異なり、見積額を契約額とし、原則として当該契約額の事後変更を認めない。

### 2. 契約単価・支払方法について

ランプサム方式(※2)の導入は限定的であるところ、業務内容が確定的だと考えられる協力準備調査をはじめ、基礎情報収集・確認調査や事後評価調査といった詳細設計業務以外の業務種別についても業務量確定部分の洗い出しを行った上で、ランプサム方式導入への検討を行い、コストの抑制等を図るべき。

(※2) 約定された固定金額で受注者側が業務の完成を請負う方式。

### 3. 質の向上に向けた取組について

海外ノウハウの活用の指標としてJICAコンサルタント業務従事者として参画している外国籍人材の実態把握等を行うとともに、入札方式等が国際競争力のある者に対する参入障壁となっていないか調査を行う等、国内開発コンサルタントの国際競争力向上及び国際競争力のある者の参入を促す検討を行うべき。

## 反映の内容等

### 1. 価格競争メカニズム等の導入状況

調査業務に関しては令和元年度にQCBSを導入済みであり、導入前に比べて契約単価を6%程度削減した。

一方、技術協力プロジェクトについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により現地事情を反映した見積額(契約額)の精緻化が困難なため、導入を一時中断しているが、QCBSに対するコンサルタント業界との意見交換を継続実施している。これまでのQCBS適用案件のレビューとともに当該意見交換を踏まえて入札に係る詳細を確定した上で、QCBSを令和4年度始めから段階的に導入し、速やかに予算要求に反映する。

### 2. 契約単価・支払方法について

予見性が相当高く、業務量が確定できる調査種別(例:土木構造物、建物等構築物の設計業務)を特定するため、関係業界へのヒアリング等を実施している。当該ヒアリングの結果を踏まえ、コンサルタント各社と意見交換を行い、詳細設計業務以外の業務種別についても、まずは令和4年度中にランプサム方式を試行的に導入する。

### 3. 質の向上に向けた取組について

平成30年12月から外国籍人材活用に係る一部制限を緩和する方策を講じたところであるが、当該方策の実施前後で著しい変化が認められなかった。このため、コンサルタント各社に対し、国際競争力の高い人材への参入障壁の有無や更なる緩和策の在り方についてヒアリングを実施している。同結果を基に、引き続き参入促進に向けた方策について検討を進めていく。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(9) 税関監視艇建造・運航等経費	本省	-	2,224	2,200	▲24	▲28
事案の概要	<p>税関監視艇は、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処、それら密輸行為の抑止、沖合に停泊している外国貿易船での臨船手続や離島等における情報収集の際の交通手段といった機能を担っている。(本調査は、平成28年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p> <p>前回調査の指摘に関する調査のほかに、新たな視点で、建造費及び燃料費について調査を行った。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について

- 代替建造時の仕様について  
代替建造時の仕様については、原則、統一仕様の範囲内での仕様とすべき。また、現状の監視取締の実態に即していない仕様については、各項目内容を精査し、全体の船舶建造費が増加しない範囲で見直しを行うべき。
- ウォータージェット型の推進器の導入について  
代替建造におけるウォータージェット型の推進器の採用に際しては、これまで実施された配備に係る検討を引き続き実施すべき。

### 2. 船舶建造費について

- 厳しい財政状況の下で、税関監視艇の大型化という課題に対応していくためには、代替建造の際に、物価動向や過去の調達額等を踏まえ、1艇当たりの船舶建造費の縮減に努めるべきではないか。

### 3. 燃料費の契約単価について

- 契約単価について、市場の相場価格の変動を適切に反映するため、原則、毎月契約単価を改定することを検討すべき。

## 反映の内容等

### 1. 代替建造における前回調査の指摘に対する取組について

- 平成27年度に統一仕様を定め、これを原則として税関監視艇の代替建造をしている。令和4年度から代替建造を予定している中型艇は、統一仕様に合わせ推進器をウォータージェット型からプロペラ型に変更することで船舶建造費の削減を行った。(反映額：▲28百万円)
- また、取締の実態から統一仕様により、取締への影響が懸念される場合には船舶建造費を増加させない範囲で検討を行うこととする。

### 2. 船舶建造費について

- 税関監視艇の建造に当たっては基本仕様を原則とし、設計・計画の段階から業者聞き取りによる部材等の見直しを検討しつつ、船舶建造費の縮減に努める。

### 3. 燃料費の契約単価について

- 燃料の契約単価について市場の相場価格の変動を適切に反映するため、契約更新に合わせ毎月契約単価を改定することとした。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(10) 公立学校施設整備	本省	—	68,834	68,834	0	—
事案の概要	<p>公立学校施設は、市区町村が維持管理し、その経費を負担することが原則とされているが、公立学校建物の建設や改修に要する経費について、国が一部を負担又は交付している。</p> <p>公立学校施設の複合化・共用化を具体的にどのように進めていくかという観点から、①複合化・共用化の検討状況や教育部局以外の関係者の参画状況の調査、②複合化・共用化を検討するための個別施設計画の分析（延床面積が基準面積を上回っている学校の割合の調査）、③維持管理コストの縮減方策の検討状況の調査を実施した。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 学校施設以外の施設との複合化・共用化の検討状況等

複合化・共用化を検討した割合の低さ、教育部局以外の部局の参画割合の低さを踏まえれば、複合化・共用化を促すために補助率を引き上げる場合、原則として教育委員会以外の部局との調整が必要となる学校施設以外の施設との複合化・共用化に限定し、教育部局以外の部局の参画を促すべきである。

### 2. 複合化・共用化を検討するための個別施設計画の分析

今後、複合化・共用化の検討を本格化するに当たっては、個別施設計画を分析し、延床面積が基準面積を上回っているか、人口当たりの公共施設面積が大きくなっていないか等を調査し、効率的・効果的に検討を進めていくべきである。

その際、具体的にどのような指標を調査して複合化・共用化の対象を選定すべきか、その際どのような選択肢を検討すべきか等の手順や方法を示した解説書を作成し、自治体の検討を促進すべきである。

### 3. 維持管理コストの縮減方策の検討状況

複合化・共用化により、維持管理まで含めたコストが増えた例や、PFIや管理委託等の手法を検討した個別施設計画の割合の低さを踏まえれば、建設コストだけでなく、維持管理コストまで含めて、コスト低減が図られるような複合化・共用化を重点的に支援すべきである。

## 反映の内容等

### 1. 学校施設以外の施設との複合化・共用化の検討状況等

複合化・共用化については、学校施設と学校施設以外の公共施設（原則として教育部局以外の部局が所管している施設）との複合化に限り、補助率引き上げの対象とすることとした。

### 2. 複合化・共用化を検討するための個別施設計画の分析

これらを実施するに当たり、自治体の検討を進めるため、複合化・共用化を含めた部局横断的な実行計画の策定手法を示した解説書を令和3年度末を目途に文部科学省において作成し、令和4年度から周知することとした。

### 3. 維持管理コストの縮減方策の検討状況

複合化・共用化を行う際には、建設コスト低減の観点から、複合化・共用化の対象となる施設の延床面積が10%以上削減される場合に補助率引き上げの対象とすることとした。さらに、原則として建設コストに加え、維持管理コストまで含めてコストが低減することを事業採択の要件とすることとした。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(11) いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業)	共同	(中国財務局)	7,483の内数	7,978の内数	495の内数	—
事案の概要	いじめや不登校等の未然防止・早期発見・早期対応を行うために、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)等の教育相談体制を整備し、生徒指導上の諸課題への対応に向けた取組を推進している。なお、SC等は全公立小中学校(27,500校)、SSWは全中学校区(10,000中学校区)への配置に加え、いじめ・不登校対策や貧困対策等のための重点配置をしている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. SC、SSW等の配置について

- 文部科学省は、SC、SSW等の配置について、自治体に定量的な指標例を示し、効果検証に実効性を持たせ、配置が効果的・効率的となるような仕組みにすべき。また、効果検証を行っていない自治体の申請が、単に例年どおりの申請となっていないか検証を行うべき。

### 2. SC、SSW等の重点配置について

- 文部科学省は、SC、SSW等の重点配置について、各自治体の参考となるよう定量的な指標(申請・効果検証)等を検討し、例示すべき。
- また、重点配置の申請について、自治体が配置目的に係る定量的な指標を設定し、効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な重点配置に繋がる仕組みにすべき。

### 3. 教職員との役割分担について

- 文部科学省は、専門家と教職員の役割分担を明確にしていない自治体、検討・進行中の自治体に対して、より教職員の負担軽減に資するよう、教職員とSC、SSW等が担うべき業務を明確化した取組事例の展開等を行うべき。

### 4. SC等の資質向上について

- 各自治体において、SC等の資質向上が課題と認識されているとおり、現在配置されているSC等の資質の向上は最重要事項であり、文部科学省は、引き続き各自治体で効果的な研修が実施されるよう取り組むべき。
- また、SCに準ずる者を今後活用していく上で、文部科学省において、SCに準ずる者の優良活用事例を展開していくとともに、現在配置されているスーパーバイザーを更に活用するよう周知・徹底すべき。

## 反映の内容等

### 1. SC、SSW等の配置について

- 文部科学省は、配置に係る定量的な指標例を示すとともに、各自治体が効果検証のための指標を事業計画書に設定するよう変更し、効果的・効率的な申請及び配置となるよう見直しを行うこととしている。
- さらに令和5年度事業の申請から、事業計画書の指標に対する効果検証結果を記載するよう見直しを行い、定量的な指標に基づく効果検証結果や取組状況等を踏まえた申請をしている自治体に対して、配置を行うこととしている。

### 2. SC、SSW等の重点配置について

- 文部科学省は、重点配置に係る定量的な指標例(申請・効果検証)を示すとともに、各自治体が指標(申請・効果検証)を重点配置の計画書に設定するよう変更し、効果的・効率的な申請及び配置となるよう見直しを行うこととしている。
- さらに令和5年度事業の申請から、重点配置の計画書の指標に対する効果検証結果を記載するよう見直しを行い、定量的な指標に基づく効果検証結果や取組状況等を踏まえた申請をしている自治体に対して、重点配置の優先配分を行うこととしている。

### 3. 教職員との役割分担について

- 文部科学省は、令和4年度に作成する事例集において、より教職員の負担軽減に資するよう、教職員とSC、SSW等が担うべき業務を明確化した取組事例を展開するとともに、関係会議においても自治体の取組事例を周知することとしている。

### 4. SC等の資質向上について

- 文部科学省は、独立行政法人教職員支援機構が実施する各自治体の指導主事等向けの研修において、SC等における資質向上の取組状況の情報共有などSC等の資質向上に向けた内容の充実を図ることとしている。
- また、令和4年度に作成する事例集において、SCに準ずる者の特性を活かした効果的な活用事例を展開するとともに、スーパーバイザーを活用している自治体の取組の周知を行うこととしている。

# 反映状況票

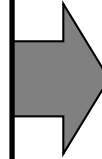
(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(12) 研究施設の運営の効率化	本省	—	54,838 の内数	55,542 の内数	704 の内数	—
事案の概要	<p>世界を先導する学術研究・産業利用成果の創出等を通じて、研究力強化や生産性向上に貢献するとともに、国際競争力の強化につなげるため、世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を進めている。一方で、これらの大型研究施設の運営費は施設の高度化などに伴い増加傾向にあることから、運営費の内容を精査し、施設運営の課題を改善することが必要となる。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 大型研究施設の運営費について

- 電力の契約に当たり、契約額が一定の規模を超えない場合には、運営機関を越えた複数施設による共同調達を積極的に検討すべき。  
 契約規模が過大となり共同調達が有利とならない場合についても、法人の会計規程を踏まえ、複数年契約を含めた様々な効率的な契約手法を検討すべきではないか。
- また、保守サービスの契約に当たっても、大幅な費用削減例があることも踏まえ、運営機関を越えた複数施設による共同調達を検討すべき。



## 反映の内容等

### 大型研究施設の運営費について

- 「富岳」、SPring-8、SACLAといった大型研究施設等の電力契約については、当該施設を有する法人において、令和3年度末まで、共同調達の可能性や有効性、複数年度契約におけるコストメリットなどについて、外部専門家による調査を実施している。  
当該調査結果を踏まえながら、大型研究施設等における共同調達等の検討に積極的に取り組んでいく。
- これまでに共同調達や複数年契約の実績がない施設をはじめ、既に実績を有する施設に対しても、運営機関を越えた複数施設による共同調達を含めた更なる効率的な契約手法の導入につながるよう、各施設が積極的に検討を行うための取組を進めていく。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(13) 地域文化財総合活用推進事業 (地域の文化遺産次世代継承事業)	財務局	北陸財務局	1,689の内数	1,694の内数	5の内数	—
事業の概要	<p>地方公共団体が地域文化遺産を活用した「実施計画」を策定し、地域の文化遺産の構成資産の所有者、保護団体等によって構成される「実行委員会等」が行う人材育成や普及啓発等の取組を支援するものである。補助対象者である実行委員会等に対して、事業に要する経費を補助(定額)するものであり、事業完了後に文化庁から補助事業者に直接支出している。 (本調査は、平成28年度予算執行調査(当時の事業名は「文化遺産を活かした地域活性化事業」)のフォローアップ調査として実施。)</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. アウトカム指標の達成状況を把握しているか。

地方公共団体は事業のアウトカム指標の達成状況を把握・分析すべきであり、文化庁も地方公共団体が毎年度の評価に応じて実施計画の定期的な見直しを行うよう、指導していくべき。

その上で、文化庁は実施計画における目標設定、活動状況の把握・効果検証が適切に行われていない地方公共団体について採択を見直すべき。

### 2. 本事業終了後に独自の取組を計画しているか。

国費のみに頼らない地方公共団体の事業の自走化に向けて、

- ・ 実施計画において自己財源の確保策を織り込むことを採択の条件とすべき。
- ・ 複数年の実施計画の場合、計画の後期にかけて補助率を設定するなど、地方公共団体に独自の取組のインセンティブを誘発する制度設計にすべき。
- ・ 実施計画期間終了後に独自で事業を実施している事例について、優良な先例として地方公共団体に情報共有すべき。

## 反映の内容等

### 1. アウトカム指標の達成状況を把握しているか。

引き続き、地方公共団体が毎年度の評価に応じて実施計画の定期的な見直しを実施するよう、募集及び採択を通知する際に指導を行うこととした。

文化庁は、実施計画における目標設定、活動状況の把握・効果検証状況について学識経験者などで構成される外部有識者による審査を行い、その結果を採択に反映させることとした。

### 2. 本事業終了後に独自の取組を計画しているか。

国費のみに頼らない地方公共団体の事業の自走化を目指して、

- ・ 実施計画において自己財源の確保策を織り込むことを募集段階で推奨するとともに、確保策が十分でない場合はその理由を提出させることとした。
- ・ 複数年の実施計画の場合、事業実績を踏まえた計画の見直しが行われているか外部有識者による審査を行い採択に反映させることとした。
- ・ 実施計画期間終了後に地方公共団体などで独自に事業を実施している事例について、優良な先例を文化庁ホームページに掲載し、情報共有を行うこととした。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	財務局	四国財務局	1,486	1,461	▲26	▲14
事業の概要	「がん対策推進基本計画」(平成30年3月9日閣議決定)において、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において検診の受診率を50%とすることを目標に掲げており、受診率向上のために、個別の受診勧奨・再勧奨の徹底、女性特有のがん検診についてクーポン券と検診手帳の配付等を行っている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券の利用状況等について

- ・ クーポン券の利用状況は十分とは言えない可能性があること
  - ・ 検診費、クーポン券の発送に係る費用単価が、地域の実情を考慮しても市区町村ごとに大きく異なっていること
- から、好事例の収集・横展開により費用抑制に努めつつ、受診率50%の達成に向け、より効果的な事業実施の方策について検討すべき。

### 2. 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の個別勧奨による受診状況等について

- ・ 個別勧奨を行っているにも関わらず受診率の向上につながっていない可能性があること
  - ・ 事務費の単価が、地域の実情を考慮しても市区町村ごとに大きく異なっていること
- から、好事例の収集・横展開により費用抑制に努めつつ、より効果的な事業実施となるよう検討すべき。

### 3. 国費を受けていない市区町村の実施状況について

- ・ 国の補助事業があることを知らない市区町村もあることから、当該補助事業の周知徹底を図るべき。

### 4. がん検診における受診率向上の取組について

- ・ 費用抑制の取組を行いつつ受診率の向上につながった市区町村の取組を収集・横展開し、費用抑制と受診率の向上を目指すべき。

## 反映の内容等

### 1. 子宮頸がん、乳がん検診のクーポン券の利用状況等について

- ・ 世帯毎に他のがん検診の案内と一緒に郵送する等の好事例を市区町村に横展開し発送費用の抑制を図った。(反映額: ▲1百万円)
- ・ 今後は、特に利用率が低い子宮頸がん検診について、成人式や大学など二十歳(受診対象初年度)が集まりやすい場での啓発を行う等の好事例を横展開し受診率の向上を図っていく。

### 2. 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の個別勧奨による受診状況等について

- ・ 1つのハガキで全てのがん検診の勧奨を行う等の好事例を市区町村に横展開し発送費用の抑制を図った。(反映額: ▲13百万円)
- ・ 今後は、メタボリックシンドロームに着目した特定健診との同時受診を行う等の好事例を横展開し受診率の向上を図っていく。

### 3. 国費を受けていない市区町村の実施状況について

- ・ 都道府県担当課長会議等の機会を通じて、市区町村向けの国の補助事業があることの周知を依頼していく。

### 4. がん検診における受診率向上の取組について

- ・ 上記1及び2の取組を行いつつ、現在行っている受診率向上を図るための実証事業の結果等を踏まえて費用抑制と受診率の向上を図っていく。



# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(15) 児童虐待・DV対策等総合支援事業	本省	—	21,323	21,247	▲76	▲1,227

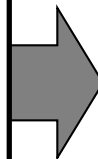
事業の概要 児童相談所や市区町村の児童虐待防止対策、特別養子縁組・里親養育への支援、DV・女性保護対策など、地方公共団体が行う事業に要する費用について、複数の事業を統合した補助金を交付し、地域における児童虐待・DV対策等の推進を行っている。

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 不用の要因と予算への反映

子どもの安心安全を確保するため、児童虐待防止対策の取組は重要であるが、真に子どものためになる効果的な予算の活用といった観点から、

- ・ 予算の積算に当たっては、地方公共団体のニーズをきめ細かく把握し、事業量を適切に見込むべきである。
- ・ 予算上の補助単価について、一律または市区町村の規模に基づき機械的に設定するのではなく、市区町村における実際の取組に応じた重点化を検討すべきである。
- ・ 新規事業の創設や支援の拡充に当たっては、まずは執行が低調な事業について、成果や課題を検証した上で、事業の抜本的な見直しを検討すべきである。



## 反映の内容等

### 不用の要因と予算への反映

指摘のあった3事業（①市町村相談体制整備事業、②法的対応機能強化事業、③未就園児等全戸訪問事業）について、市町村や児童相談所における実際の取組や地方公共団体のニーズを踏まえ、以下のとおり事業量を適切に見込む見直しを行った。（反映額：▲1,227百万円）

#### 【主な見直し】

#### ①市町村相談体制整備事業

- ・ 市区町村子ども総合支援拠点運営事業において、これまでの実施状況等を踏まえ、以下のとおり予算積算上の実施率を見直し。

大規模型 74% ⇒ 40%

中規模型 74% ⇒ 60%

小規模C型 74% ⇒ 60%

#### ②法的対応機能強化事業

- ・ 弁護士の活用状況等を踏まえ、以下のとおり予算積算上の実施率を見直し。

弁護士を配置している場合 100% ⇒ 50%

弁護士を2名以上配置している場合 15% ⇒ 5%

#### ③未就園児等全戸訪問事業

- ・ これまでの実施状況等を踏まえ、訪問費用などの予算積算上の実施率を見直し。（100% ⇒ 25%）

また、新規事業の創設や支援の拡充に当たっては、執行が低調な事業についてこれまでの実施状況等を踏まえた見直しを行った上で検討を行った。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(16) 生活保護(医療扶助)	本省	—	1,448,853	1,416,152	▲32,701	—
事案の概要	生活困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対する医療扶助について、地区担当員(以下「ケースワーカー」という。)は、病状に応じ定期的に患者及び家族を訪問し実態の把握を行うとともに、必要に応じ主治医の意見を聞くこととされている。また、長期入院患者(入院期間180日超)については、実態に即した適切な措置を講じることにより処遇の充実を図るため、長期入院患者実態把握実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、実態把握を行うこととされている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

**1. 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況**  
 福祉事務所は、3か月又は6か月ごとに、患者本人や家族、主治医等を訪問し、病状等の把握を行うことを改めて周知すべき。そして、その訪問で把握した実態を基に長期入院の必要性を判断していくべき。  
 一部の自治体で長期入院の必要性についての嘱託医による検討が適切に行われていないケースや、主治医等の意見を聞くべきと分類した患者について実際に意見調整が行われていないケースが見られることから、適切に取り組むよう改めて周知すべき。  
 ケースワーカーが主治医等と意見調整する際は、専門的判断等を得るため、積極的に嘱託医等の同行を求めよう周知すべき。

**2. 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫**  
 患者や家族への定期訪問や継続的な支援を行い、本人等の状況・意思に基づき、主治医等との意見調整や地域資源の調整等を行っている好事例を全国の自治体に横展開すべき。  
 現在の実施要領は、まずレセプト等の書面調査で入院継続の必要性があるか判断することとされているが、患者本人や家族の状況・希望を定期的に把握しないままレセプト等の書面調査で入院継続の必要性を判断することは難しく、また医療機関・主治医等との有効な意見調整や退院に向けた調整を行うことも難しいと考えられる。このため、書面調査を行う前にまずは患者本人や家族及び主治医等を定期的に訪問し実態把握をすることを明示するなど、実施要領の見直しも含め、長期入院の実態把握・解消への取組強化について検討を行うべき。

## 反映の内容等

**1. 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況**  
 福祉事務所設置自治体の長期入院に対する取組を徹底するため、厚生労働省において、  
 ・ 医療扶助開始後、必要なタイミングごとに患者本人や家族、主治医等を訪問し病状等の把握を行うこと  
 ・ 嘱託医や主治医等と、入院の必要性の検討及び意見聴取を確実に実施すること  
 ・ 主治医等への意見聴取の際、積極的に嘱託医等の同行を求めること  
 について、自治体への通知や生活保護全国会議等を通じて、改めて周知徹底する。

**2. 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫**  
 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向け、厚生労働省において、  
 ・ 患者や家族等を定期的に訪問・面談することで実態を把握し、病院や施設等と調整しながら長期入院患者の地域移行を進めているなどの好事例を収集し、全国の自治体に横展開を行う。  
 ・ 実施要領による書面調査の前提として、患者や家族等への適切な訪問活動による実態把握が必要である旨、自治体への通知や生活保護全国会議等を通じて周知する。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(17) 障害福祉サービス等(障害児通所支援)	共同	(関東財務局)	383,501 の内数	425,599 の内数	42,098 の内数	—
事案の概要	<p>障害福祉サービス等報酬とは、障害者や障害児に福祉サービスを提供する事業者に、その対価として支払われるサービス費用であり、サービスの種類ごとに定められている基本報酬単価は、各事業所のサービス提供体制等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。近年、総費用額・利用者数が増加傾向にある障害児通所支援については、営業時間に応じた報酬設定となっているものの、利用者ごとのサービス利用時間は考慮されない仕組みであることから、利用者ごとのサービス利用時間等を分析することにより現行の報酬設定の妥当性について検証するとともに、市町村が利用者の状態等を勘案して決定する利用者ごとの1月当たりの利用日数(支給量)について地域差がないか検証する。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

放課後等デイサービス・児童発達支援の報酬は営業時間に応じた設定となっており、利用者ごとのサービスの利用時間は考慮されない報酬体系となっている。現行の報酬設定では、利用時間に大きな差異があった場合でも同額の報酬となるため、サービス提供に係るコストを適切に反映できていない可能性があることから、利用者ごとの利用時間や事業所ごとの平均利用時間に大きなバラツキがあることに鑑み、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、サービスの質も踏まえつつ、利用時間の実態を勘案した報酬体系への見直しを検討するべきである。

### 2. 市町村における支給決定の状況

市町村別の平均決定支給量には大きな地域差が見られ、各市町村における支給量の決定が、必ずしも個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっていない可能性があることから、各市町村における支給量の決定が、個々の利用者の発達支援のニーズに沿ったものになっているかどうか、その妥当性を検証した上で、より利用者のニーズに基づいた支給決定を行うための具体的な基準の設定を検討するべきである。

## 反映の内容等

### 1. 放課後等デイサービス・児童発達支援におけるサービスの利用状況

社会保障審議会障害者部会が令和3年12月にまとめた中間整理において、児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能・在り方の検討の方向性の中で、「引き続き適切な支援が行われるよう留意しながら、それぞれの類型に応じた人員基準と、親の就労に対応するための時間も含めた支援時間の長短が適切に評価されるよう検討する必要がある」とされたこと等を踏まえ、次期報酬改定(令和6年度)に向けて検討している。

### 2. 市町村における支給決定の状況

社会保障審議会障害者部会が令和3年12月にまとめた中間整理において、障害児通所支援の支給決定を行う際に「子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直すことを検討する必要がある」とされたこと等を踏まえ、引き続き検討している。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(18) 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況	本省	—	190,634 の内数	181,329 の内数	▲9,306 の内数	—

事業の概要 介護給付適正化計画（以下「適正化計画」という。）は、保険者（市町村）と都道府県が、給付費算定に関わる介護サービス見込み量等を定める3年間の介護保険事業（支援）計画（以下「事業計画」という。）に合わせて、給付費自体の適正化に資する事業（以下「適正化事業」という。）に戦略的に取り組むべく「介護保険法」により策定することとされたもの。市町村は実施する適正化事業の考え方や目標について、都道府県はその支援策について、計画を策定することとなっている。また、適正化事業のうち、厚生労働省が重要事業として指針によって定めるものを、適正化主要5事業という。

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 適正化計画の位置付けの検証

医療費適正化計画と比べて、介護給付適正化計画は過度な費用増大防止や効率化の観点が乏しいため、費用低減や効率的サービス提供を重視していくべき。また、適正化主要5事業を分析し、事業内容の見直しを行うべき。

### 2. 適正化主要5事業が、どの程度実施されているか。

現在実施している適正化効果が大きい事業は、全ての保険者で実施するよう義務化を検討するべき。また、実施コストの方が大きく効果が少ない事業については、少ない費用で実施できるよう、取組方法を改善すべき。

具体的には、市町村同士で共同事業を実施することを検討する。また、都道府県はより主体性を持って、積極的な支援を盛り込んだ適正化計画を策定して市町村を支援する。同一都道府県でも市町村の取組にばらつきがある場合は、その解消に向け都道府県が広域的取組を実施する。

### 3. 介護給付費の地域差がどのように生じているか。

都道府県が主体的に各種指標のデータ収集や客観的な分析を行い、市町村の適正化事業の進捗状況を含めて対外的に公表を行っていくことで「見える化」を進めていく必要がある。

次期の適正化計画の見直しに合わせて、「見える化」に必要な体制を構築するとともに、得られた分析結果等を活用し、給付費の更なる適正化を進めるよう、都道府県の適正化計画の在り方を見直していくべき。

## 反映の内容等

### 1. ～3. について

第9期事業計画期間（令和6～8年度）に向けて、介護給付費の過度な増大を防ぎ、効率的なサービス提供を図るべく、適正化事業の在り方の見直しを検討するとともに、一人当たり介護費の地域差縮減等に寄与する適正化計画となるよう、パッケージを国として示すこととする。

また、適正化主要5事業については、更なる効果検証や事業内容の再検討を行い、真に介護費の抑制に寄与し、地域差の縮減につなげるための適正化事業を実施するよう見直す。

これらの事業に取り組んだ結果、介護費を抑制した都道府県と保険者へ調整交付金等の財政支援の重点化を図ることなどにより、国としても介護給付適正化に向けたインセンティブを発現させる方策を検討していく。

### 【参考】経済財政運営と改革の基本方針2021（抄）

一人当たりの介護費の地域差縮減に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付費適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージを国として示し、市町村別にその評価指標に基づき取組状況を見える化する。また、調整交付金の活用方策について、第8期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方団体等と議論を継続する。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(19) 診療報酬(後発医薬品関係)	本省	—	11,760,710 の内数	11,807,626 の内数	46,916 の内数	—
事案の概要	後発医薬品については、診療報酬において保険薬局を対象に「後発医薬品調剤体制加算」を設けて使用促進を図っている。令和5年度末までに使用割合を、全ての都道府県で80%以上とする新たな目標を設定したところ(令和2年9月時点で78.3%)であるが、本調査において、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算の在り方について検討を行う。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 後発医薬品使用割合と平均備蓄品目数には正の相関関係が認めづらい状況であり、本加算の意義は後発医薬品の使用によるかかり増しの費用への対応の側面ではなく、インセンティブとしての側面が強くなっている。加算を取得している保険薬局の割合は全国平均で、73.9%となっており、都道府県によっては9割を超えていることから、既に現行の加算制度では、これ以上使用割合を高める機能を期待することができない状態にあるといえる。
- また、令和5年度末までの新目標による適正化効果の増加分は200億円程度と見込まれる一方、現行制度では毎年加算が1,200億円程度とされており、費用対効果も見合っておらず、加算制度については、廃止を含めた見直しを行うべきである。
- その際、減算については、適用が181件と極めて限定されており、対象範囲を大幅に拡大するなど減算を中心とした制度に見直すべきではないか。

## 反映の内容等

- 令和4年度予算に係る大臣折衝において、費用対効果を踏まえた後発医薬品の調剤体制に係る評価の見直しについて、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進めることを合意した。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(20) 産地パワーアップ事業	共同	(北海道財務局)	(参考) 3年度補正(第1号) 31,000の内数	-	-	-
事業の概要	本事業は、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換をしつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、同計画に位置付けられた意欲ある農業者等が行う生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援するものである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 目標の達成状況について

農林水産省は、成果目標及び取組目標の現状の達成状況を踏まえて、達成率を向上させるために、申請された計画の妥当性を適切に判断できるようにする等、必要な改善を図るべき。

### 2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

農林水産省は、産地パワーアップ計画の成果目標を達成できなかった産地に、安易に新たな補助金を支給しないための規定の趣旨を踏まえて、取組主体事業計画についても同様の規定を設け、効果的な事業執行に努めるべき。

### 3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①改善状況の報告について、令和元年度末から1年以上経過しているにも関わらず、地域協議会長等から都道府県知事へ改善状況の報告が行われていないのは、適切でないことから、改善状況の報告が確実に行われるよう農林水産省は、実施要領に改善状況の報告の期限を設定すべき。

②改善状況の報告を国に共有している道府県もあったが、国は国費を支出して実施する事業について、適時適切に状況の把握やフォローアップする必要があることから、農林水産省は、国においても成果目標の未達成だった地域協議会等に対する都道府県の対応状況をフォローアップできるよう実施要領を改正すべき。

## 反映の内容等

### 1. 目標の達成状況について

農林水産省は、計画(現状値及び目標値)の妥当性を適切に判断できるようにするため、産地パワーアップ計画等の様式に目標設定以前の過去数年の数値、現状値の設定の考え方など、目標値の実現可能性を記入させることとした。

### 2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

農林水産省は、事業実施要領において、安易に新たな補助金を支給することのないよう、過去に成果目標を達成できなかった取組主体事業計画についても、産地パワーアップ計画の審査と同様に厳格な審査を実施する規定を設けた。

### 3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①農林水産省は、事業実施要領において地域協議会長等から都道府県知事に対する改善状況の報告の期限を設定した。

②農林水産省は、国においても成果目標の未達成だった地域協議会等に対する都道府県の対応状況をフォローアップできるように実施要領を改正した。

※なお、本事業は、令和4年度予算案に含まれていない。  
(上記「3年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業の直近の予算計上額を記載している。)

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(21) 農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)	共同	(東北財務局)	9,805の内数	9,752の内数	▲54の内数	—
事業の概要	「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、都道府県・市町村が策定した定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向け、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援する。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 事業実施前の検討状況等について

活性化目標及び事業目標の設定時に、地域住民との話し合いの場を設け、本事業を踏まえた地域の活性化につき検討することを要件化するなどの対策を講じるべき。また、活性化計画及び事業実施計画で地域住民との検討状況を把握できるよう、改善すべき。

### 2. 他の施策との連携について

相乗効果を見込んで地域振興等に係る他の施策と連携して実施することを要件化する、本事業で整備する施設と相乗効果の高い他の施策を実施する場合には優先採択するなど、より事業効果が高まる仕組みを導入すべき。

また、地域が本事業を地域振興施策全体の中で位置づけて検討することを従属すべき。

さらに、農林水産省は、本事業で整備可能な施設がどのような他の施策と連携したときに相乗効果が高まるのかを検証し、事業改善につなげるべき。

### 3. 事業実施後のフォローアップについて

事業目標の達成状況を踏まえ、事業評価年度前であっても計画通りに実施されていないなど、目標達成に向け思わしくない状況にある案件については、必要に応じ、農林水産省や計画主体による指導・助言などの対策を検討すべき。

事業評価年度においても、事業目標未達成の場合、必要に応じ、農林水産省や計画主体による指導・助言、改善計画書の作成基準の見直しなどの対策を検討すべき。

改善計画書の策定や農林水産省の指導・助言を経てもなお事業目標が達成できていない事例を踏まえ、本事業の採択要件等を見直すPDCAサイクルを回すことも検討すべき。

## 反映の内容等

### 1. 事業実施前の検討状況等について

事業実施前の活性化目標及び事業目標の設定時において、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成が図られるよう事業実施基準を見直すとともに、合意形成に向けた話し合いの状況等が確認できる資料の提出を求めるなど、実施要領の見直しを行う。

### 2. 他の施策との連携について

事業実施に当たり、他の施策との連携に配慮するよう実施要領に記載しているほか、事業採択に当たっては、他の施策との連携等をポイント化し優先採択する仕組みとなっているところであるが、更なる取組の改善に向け、他の施策との連携により相乗効果が高まった優良事例の公表を行うこととする。

### 3. 事業実施後のフォローアップについて

評価期間中に目標の達成率が70%を下回ることが見込まれる場合は、地方農政局長等に報告し、計画主体に対して指導、助言等を行うものとするよう実施要領を見直すこととする。

さらに、評価期間後、目標達成率が100%（現行70%未満）に達しない場合に、計画主体は改善計画を作成するよう実施要領を見直すこととする。

また、事業目標の達成率を高めるため、政策の目的と手段の因果関係を明確にするとともに、エビデンスに基づく政策効果の把握・分析を行っているところであり、その結果を実施要領の見直しに反映することとする。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省 国土交通省	(22) 海岸事業 (海岸保全施設の維持管理)	本省	—	1,607,922 の内数	1,526,728 の内数	▲81,194 の内数	—
事案の概要	<p>南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定される中、限られた時間内に全ての水門・陸閘(※)等に現場作業員が出向いて閉操作することが困難な場合など引き続き水門・陸閘等の自動化等を効果的に推進するとともに、整備後においても良好な状態が維持できるように適切な維持管理や効率的な運用、計画的な老朽化対策を図る必要がある。このため、これまで整備した自動化、遠隔操作化(以下「自動化等」という。)の妥当性、維持管理費を明らかにし、今後、水門・陸閘等の自動化等を推進するために必要な整備の在り方について検討を行う。</p> <p>※陸閘：人や車両の通行のために堤防等を切って設けられた海岸への出入り口を閉鎖する門。その門扉が、閉鎖時に堤防としての役割を果たす。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 導入の検討時に考慮すべき項目について

自動化等の導入後の維持管理費の増加要因では、保守点検や定期点検が大半を占める状況にあり、導入前の維持管理費の検討に当たってはこれら点検費用についても十分に考慮する必要がある。

### 2. 目安となるコスト面の提示について

今後、水門・陸閘等で自動化等の導入が相当数見込まれていることから、海岸管理者が整備後においてメンテナンスサイクルを確立し良好な状態を維持できるよう、国は、統廃合・常時閉鎖により維持管理コスト等が発生する管理施設の削減を前提としつつ、自動化等が必要な水門・陸閘等を抽出する際の目安をコスト面も踏まえ、提示すべきである。

## 反映の内容等

### 1. 導入の検討時に考慮すべき項目について

農林水産省・国土交通省は自動化等の導入に当たり、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver3.1)(平成28年4月)」を参照する際には、維持管理費用を勘案し、その際保守点検費用や定期点検費用等も含めて幅広く検討すること、及び他の事例を収集するなど検討時における維持管理費の漏れがないようにすることについて事務連絡により、海岸管理者に対して周知徹底を行った。

### 2. 目安となるコスト面の提示について

農林水産省・国土交通省は、水門・陸閘等の自動化等の導入が円滑に進むことができるよう、海岸管理者に対して事務連絡により、水門・陸閘等の統廃合、常時閉鎖の推進を周知するとともに、自動化等を導入した水門・陸閘の1基当たりの年間の維持管理費について目安となるコストを海岸管理者に対して提示した。



# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(23) 備蓄米及びミニマム・アクセス米(MA米)の管理・販売コスト	本省	—	28,181	27,961	▲220	—
事案の概要	国(農林水産省)は、政府備蓄米及びミニマム・アクセス米(MA米)(以下両者を合わせて「政府所有米」という。)の管理及び販売に係る業務を実施しており、平成22年10月以降は業務の合理化・効率化を目的として、保管から販売までの業務を包括的に民間の事業者へ委託している。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 政府所有米の管理委託について

農林水産省は、事実上、取扱数量の均等配分となっている現行の包括委託の仕組みについて、より競争性が確保される制度設計とすべきである。

あわせて、応札者数の増加のための方策について検討すべきである。

### 2. 加工用途への販売について

農林水産省は、売買差損の縮小に貢献しうる加工用途への販売について、国内産米の需給にも配慮しつつ、少なくとも受託事業者に対して示している販売目安「2割」を達成するため、より実効性のある取組を行うべきである。

また、加工用に限らずとも、飼料用よりも有利な用途への販売を促すよう具体的な取組について検討すべきである。

### 3. カビ検査等に要する経費について

農林水産省は、販売する際のカビ毒分析について、安全性に留意しつつも、これまで蓄積された分析データを基にした科学的根拠を踏まえ、より合理的な検査手法の検討を行うべきである。

## 反映の内容等

### 1. 政府所有米の管理委託について

複数者落札による政府所有米の安定供給を確保しつつ、事実上3事業者で均等配分されている取扱数量について、より競争性が確保される仕組みの導入を検討している。

### 2. 加工用途への販売について

MA米の加工用途への販売については、MA米全体数量の2割を下回る状況を踏まえ、受託事業者による全国の実需者団体等からの需要動向の聴取や、農林水産省による受託事業者の販売計画の精査等を行い、国産米の需給にも配慮しつつ、関係者とも十分協議しながら、その新たな販売先について検討する。

### 3. カビ検査等に要する経費について

政府所有米の販売前のカビ毒分析については、蓄積された分析データ、カビ毒の毒性等の科学的根拠を踏まえ、安全性の確保を第一としつつ、合理的なカビ毒分析手法を導入する方向で検討する。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(24) 林業イノベーション推進総合対策(省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策)	本省	—	130	142	12	▲26
事案の概要	本事業は、林業現場の生産性・安全性等を飛躍的に向上させるため、伐採・集材・運材や造林作業の自動化等に向けた機械開発、機械の小型化や傾斜地対応等の改良・性能向上に向けた取組等に対して支援するものである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 開発機械の製品化に向けた状況について

- 過去の採択案件において、採択前(構想・企画段階)の事業者による調査が実施されていないものも多く、製品化に向けた進捗と当該調査の有無に関連性がみられる。林野庁は、利用者のニーズ把握や技術的課題の抽出など、事業者による事前の調査等の実施内容を提案書へ記載することを求め、採択にあたってその結果を十分に検証すべき。

### 2. 林野庁による事業採択について

- 林野庁は、採択に当たって、開発可能性や実用可能性、採算性などについて、専門的知見を用いて判断し、採択すべき。

### 3. 事業終了後のフォローアップについて

- 林野庁は、実施要領に基づく調査権限により現状をフォローアップし、製品化に向けた進捗を確認するとともに、必要に応じて専門的知見を活用し、事業者のサポートや、製品化までの見通しの再検証を行うべき。
- また、令和3年度事業より導入した、事業者から毎年度、開発進捗状況を報告させる仕組みを適切に運用し、事業者のサポートや次の採択案件の選定に活用すべき。

## 反映の内容等

### 1. 開発機械の製品化に向けた状況について

- 開発する技術の整理やニーズ把握などを実施して提案書に記載させることで、あらかじめ技術的課題の抽出を行えるようにするとともに、採択に当たっては、これら提案書の記載内容を踏まえて十分に検証し、評価していく。
- 令和3年度に設置した林業イノベーションハブセンター(※)(以下「森ハブ」という。)における林業分野での新技術の導入及び開発の方向性の検討を通じ、国として今後必要となる開発テーマを提示することで製品化に結び付く提案を促していく。  
(※)技術開発、基盤データの環境整備、普及等を着実に進めるため、異分野の技術探索や産学官の様々な知見者による先進技術方策の検討等を行うプラットフォーム。

### 2. 林野庁による事業採択について

- 開発可能性、実用可能性や採算性といった専門的・技術的観点に深化した審査項目を充実させ、森ハブの専門委員等の知見も反映させた上で選定を行っていくこととし、より実現性の高い事業に限定して採択することで予算の縮減を図った。(反映額:▲26百万円)
- 確実な実用化に向けて、先進的機械を活用した作業システムの実証の支援を拡充し、実証に当たっては、メーカー等と林業経営体の共同提案とすることで、地域における現場の課題やニーズを把握し現場の実情に応じた改良を行い、実用可能性を高めていく。

### 3. 事業終了後のフォローアップについて

- 令和3年度からの開発案件については、令和3年度から導入した進捗状況報告書を適切に運用し、フォローアップしていく。
- 令和2年度までの開発案件についても、随時聞き取り調査等を行うとともに、森ハブの仕組みの中で検証を行っている。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(25) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	共同	(関東財務局)	4,200 の内数	3,750 の内数	▲450 の内数	—
事案の概要	災害発生時において道路等が寸断した場合に、燃料供給側における強靱化だけではその供給が滞る可能性がある。このため、避難所や避難困難者が発生する施設といった社会的重要なインフラにおいて、災害発生時に自家発電設備等を稼働させるための燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等（以下「燃料タンク」という。）の設置を支援し、需要家側における自衛的な燃料備蓄を促進する。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 燃料タンクの設置状況等について

- 国・自治体・事業者間で連携し、予算の効果的・効率的な執行に資するよう、自治体ごとに想定している避難人数や既に設置されている燃料タンクの設置場所等を踏まえた審査基準に見直すべき。

### 2. 燃料の備蓄状況及び使用訓練の実施状況等について

- 災害発生時に避難所として機能するよう、十分な燃料が常時備蓄されているか定期的にフォローアップするなど、補助目的に沿った厳格な運用をするべき。
- 日常的に備蓄燃料を使用していない事業者については、使用訓練の定期的な実施を補助要件にすべき。
- また、日常的に備蓄燃料を使用している事業者については、補助率の引下げを検討すべき。

## 反映の内容等

### 1. 燃料タンクの設置状況等について

- 燃料タンクの設置場所等を踏まえた審査基準については、予算の効果的・効率的な執行に資するよう、国・自治体・事業者間で協力しながら、引き続き検討していく。

### 2. 燃料の備蓄状況及び使用訓練の実施状況等について

- 燃料の備蓄状況については、今後、間接補助事業者に対して十分な（3日以上）燃料が備蓄されているかどうか、定期的に確認していく。
- 使用訓練の定期的な実施については、LPガスタンクについて今後補助要件化を行う。（石油タンク分については既に補助要件としている）
- 日常的な備蓄燃料の使用については、石油燃料は使用しないで保管していると品質が劣化する恐れがあり、有事の際に使用できるように常時準備しておく必要があること、また、LPガスについては劣化はないが、正常に機器が利用できるかを確認するため、日常的に排出・充填を実施する必要があるため、補助要件としてもその使用を制限していない。使用訓練のみならず、日常的に使用することで有事においても円滑な避難所運営が可能となることから補助率を含めて現行制度とつつ、前述のとおり十分な備蓄の確保を求めていく。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(26) IT導入補助金	本省	-	- (参考) 3年度補正(第1号) 200,059の内数	-	-	-
事案の概要	本事業は、中小企業・小規模事業者等が、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業費等に要する経費の一部を補助し、生産性向上の実現を図ることを目的としている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 労働生産性(KPI)の要件設定水準及びフォローアップについて

- 経済産業省は、これまでの本事業のフォローアップ結果を踏まえ、適切に労働生産性(KPI)を設定する必要がある。
- 事業のフォローアップを適切に行っていくため、申請要件として設定されている期間においては確実に実績報告を求めるとともに、未報告者に対してペナルティを課すなど、報告義務を徹底することで、事業の適正な執行に努めるべき。
- 引き続き、適切なフォローアップ環境を整備した上で、PDCAサイクルを回し、労働生産性(KPI)については、その結果を踏まえつつ、定期的に見直しを図っていく必要がある。

### 2. 事業者別の労働生産性(KPI)の向上に関する計画及び採択の実態について

- 経済産業省は、補助金の効率的な執行の観点から、過去採択実績のある事業者に対して、審査方法を見直す必要がある。具体的には、労働生産性の向上がより見込まれる事業者が採択されるような審査方法を導入すべき。

## 反映の内容等

### 1. 労働生産性(KPI)の要件設定水準及びフォローアップについて

- 労働生産性の要件設定については、フォローアップ結果を踏まえ、これまで、労働生産性の目標値を、事業開始から「1年後の伸び率が3%、3年後の伸び率が9%以上」とすることとしていたところ、より高い成果が求められる複数回採択されている企業においては、事業開始から「1年後の伸び率が4%、3年後の伸び率が12%以上」とすることを要件として求めることとした。
- また、事業実施効果報告については、未報告の事業者に対して督促等を行ってきたが、事業の実施効果の検証を適切に行っていくため、引き続き報告書の提出率を高める取組を検討し、次回公募以降に実施する。
- 労働生産性(KPI)については、上記報告書の提出率を向上させる取組を含め、事業実施効果の検証環境を整備した上で、定期的に効果の検証を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

### 2. 事業者別の労働生産性(KPI)の向上に関する計画及び採択の実態について

- 過去採択実績のある事業者に対しては、これまでの採択による労働生産性の向上の成果を審査に取り込めるよう、1. のとおり、より高い労働生産性目標を求めることを要件とすることとした。【再掲】
- また、過去採択実績のある事業者のうち、同一事業者による同一分野のサービスの利活用について、大幅減点を行う等、減点措置を見直し、より効率的な執行に努める。

※なお、本事業は、令和4年度予算案に含まれていない。  
(上記「3年度予算額」欄の(参考)予算額は、本事業の直近の予算計上額を記載している。)

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(27) 都市公園・緑地等事業	本省	-	1,485,112 の内数	1,397,301 の内数	▲87,811 の内数	▲872
事案の概要	<p>良好な都市環境の確保、防災、市民の活動の場の提供、地域活性化等に資するため、国は「都市公園法」に基づき、地方公共団体が整備する都市公園の整備等に要する費用に関して社会資本整備総合交付金等により国庫補助を行っている。</p> <p>都市公園の整備は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において「防災公園の機能確保に関する対策」「都市公園の老朽化対策」の施策に位置付けられ、5か年で重点的かつ集中的に対策を講ずることとされている。これを踏まえ、防災機能の向上と老朽化対策の観点から、公園整備に係る予算執行が効果的・効率的に行われているか検証するため、令和2年度中に国庫補助を受けた地方公共団体に対して調査を実施した。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

防災公園の整備に関し、災害時に果たす役割が具体的に想定されていない施設の整備や、集客・レクリエーション等が主目的と考えられ「防災・安全対策のために特に必要」とは言い難い整備事例が多く確認されたことから、交付金の交付対象を、災害時に果たす役割が明確でかつ真に防災機能向上に資する施設整備に絞った上で、より具体的に要件化するべき。

### 2. 公園のソフト面の防災対策について

災害時に防災機能が発揮できるよう有効なソフト面での対策・体制が取られているとは言い難い公園が多いことから、具体的なソフト面の要件を策定し、防災公園の整備への国庫補助を行う際は、当該ソフト面の要件を満たすことを必須とすべき。

### 3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

今後の市街化が想定されていない区域に立地し、既設公園の再整備が行われた公園について、当該公園の最近の利用実績を定量的に確認していない例が44%確認され、また、中長期の利用者見通しを作成している例はほぼなかった。

このことから、同区域の公園の再整備に当たって、一定以上の規模の公園について利用実績の確認や将来見通しの作成を課すなど、定量的な検証を補助要件とすることを検討すべき。

## 反映の内容等

### 1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

防災公園の整備として支援対象となる公園施設は、原則、防災部局等が関与して作成される計画において、施設レベルで災害時の機能・役割が位置付けられているもの（以下「防災関連施設」という。）とする。

防災関連施設である場合でも、大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までを支援対象にする。

(反映額：▲872百万円) ※反映額は一定の仮定に基づく推計値である。

### 2. 公園のソフト面の防災対策について

防災関連施設の整備に当たっては、防災部局等が関与して作成される計画において、当該公園の位置付けや施設の機能・役割を踏まえた災害時の運営方法が明記され、公表・周知されていることを要件化する。

また、防災訓練の実施など、災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組を適切に行うことを要件化する。

### 3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

今後の人口集積が見込まれにくい地域における都市基幹公園以上の既設の公園の再整備においては、事業化に当たり、当該公園を対象にした利用についての実績及び中長期的な将来見通しの定量的な検証を要件化する。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(28) 防災情報提供のあり方	共同	(東北財務局)	1,784	1,868	85	-
事案の概要	<p>防災気象情報のうち特別警報は、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されるもので、平成25年8月から運用を開始している。その後、より多くの方々の迅速な避難行動に繋げることを目的として、気象等に関する特別警報（大雨特別警報等）の緊急速報メールによる配信を平成27年11月から実施している。</p> <p>また、国民が自ら避難行動をとる際の判断や自治体において避難が必要な地域の絞り込みに参考となる防災気象情報として、土砂災害などの危険度の高まりを、1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す危険度分布（キキクル）を平成29年7月からホームページ等で提供している。</p> <p>※「3年度予算額」及び「4年度予算案」の金額には、デジタル庁への一括計上分を含む。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 防災情報提供のあり方について

警戒レベルの導入や防災情報の提供手段の多様化等を踏まえ、緊急速報メールのあり方について検討するとともに、国民の自主的な避難行動をより一層促すため、危険度分布（キキクル）の精度の向上や認知度の向上に努めるべきである。

### 2. 自治体の防災力強化について

気象防災アドバイザーを活用している自治体は10自治体で、十分に活用されているとは言い難い。このため、活用自治体における具体的な活用事例の横展開や気象防災アドバイザーの育成など、気象防災アドバイザーの活用が促進される取組を進め、自治体における防災力の強化に繋げるべきである。

## 反映の内容等

### 1. 防災情報提供のあり方について

全国の市区町村において気象庁の情報に基づいて住民の避難を促す情報提供が適切に機能しているかを確認するため、全国の市区町村を対象としたアンケートによる調査を実施しているところであり、その結果を踏まえ、気象等に関する特別警報（大雨特別警報等）の緊急速報メールによる配信を継続していくかについて検討することとしている。

危険度分布（キキクル）については、定期的な実際の災害発生状況を踏まえた基準の見直し等を行い精度の向上を図っているほか、ホームページやTwitter等の多様な媒体を用いた広報活動により認知度の向上に努めている。

### 2. 自治体の防災力強化について

令和4年度において、気象防災アドバイザーの地域的な偏在等を解消するため、民間気象予報士に、防災業務を一定期間経験させる等の研修を実施し、気象防災アドバイザーとして育成するとともに、気象防災アドバイザーの活動状況等についてホームページなどを通じて横展開する取組を行うこととした。

# 反映状況票

(単位: 百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(29) 道路事業の事業評価	共同	(東海財務局)	3,550,565 の内数	3,508,241 の内数	▲42,324 の内数	-
事業の概要	道路事業においては、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての直轄・補助事業等で事業評価を実施している。(社会資本整備総合交付金で実施する事業においては、平成29年4月1日以降に事業着手するものについて、一定の線引きを行った上で費用便益分析を実施し交付金の整備計画に記載することとしている。)						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. B/C変動要因の分析

- 計画交通量については、道路交通センサスの開始から、そのデータを事業評価に活用するまで平均10年程度の期間を要していることから、発注準備を前倒すなど、調査データが早期に費用便益分析に使用される方法を検討することを含め、事業評価時に見込んだ計画交通量が、事業完成後の実績交通量に近づくよう、精度の向上を図るべき。  
併せて、客観性・透明性を向上させるため、事業完了後の交通量を実測の上、新規事業採択時の計画交通量との比較を行い、ずれが生じる場合には、要因分析し、その結果を公表すべき。
- 総事業費については、トンネル、橋梁、地盤改良が主な増嵩要因となっていることから、過去の事業における知見を踏まえ一定程度の増額をあらかじめ新規事業採択時に見込むことや再評価実施までの期間を短縮するなど、事業実施後の総事業費の上振れリスクを回避する方策を検討すべき。  
併せて、事業費抑制の取組が不十分と考えられることから、汎用性がある好事例については、国土交通省から広く展開するなど、費用増加時に費用縮減に関する取組の熟度を高めつつ、検討結果を公表すべき。

### 2. 交付金事業のB/Cの記載

- 平成29年4月以前から実施している事業であっても、地方公共団体の評価基準に基づき、B/Cを算出している場合には、交付金事業の客観性・透明性を高める観点から、交付金の整備計画にB/Cを記載するべき。
- 連続する同一路線の事業であるものの複数の要素事業に分けられ、総事業費が10億円未満となることにより費用便益分析が実施されないといった事態を招かぬよう、連続する同一路線の事業は、原則、同一の要素事業として整備計画に記載されるよう、国土交通省において、地方公共団体に周知するなど、事業の改善に向けた検討を行うべき。

## 反映の内容等

### 1. B/C変動要因の分析

- 計画交通量の推計時に用いるデータについて、関係部局と連携を図り、早期発注の活用等により、調査の開始からそのデータを事業評価に活用するまでの作業期間を短縮し、事業評価に早期に活用することとして、事業評価時に見込む計画交通量の精度向上を図る。  
併せて、客観性・透明性を向上させるため、事後評価時に、事業完了後の実測交通量と新規事業採択時の計画交通量の比較を行い、乖離している場合には、要因分析を行って、その結果を公表する。
- 事業実施後の総事業費の上振れリスクを回避するため、過去の事業における知見を踏まえ増額要因項目を整理したリストに基づき、現場条件等から見込まれる増額要因を確認し、これらの費用をあらかじめ新規事業採択時に見込む。また、用地買収の着手時や工事着手時、一部区間の開通時等の事業の節目において事業費を精査し、増額等が見込まれる場合には再評価を前倒して実施する。  
併せて、費用増加時における費用縮減に関する取組の熟度を高めるため、これまでに実施した新技術の活用などの費用縮減の取組を踏まえ、汎用性がある好事例については、取りまとめて公表し、地方公共団体を含めて広く展開する。

### 2. 交付金事業のB/Cの記載

- 平成29年4月以前から実施している事業であっても、地方公共団体の評価基準に基づき、B/Cを算出している事業については、交付金事業の客観性・透明性を高める観点から、令和4年度から交付金の整備計画にB/Cを記載するよう地方公共団体へ周知する。
- 連続する同一路線の事業であるものの複数の要素事業に分けられ、総事業費が10億円未満となることにより費用便益分析が実施されないといった事態を招かぬよう、連続する同一路線の事業は、原則、同一の要素事業として令和4年度から整備計画に記載されるよう、地方公共団体へ周知する。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(30) 事業者向けドライブレコーダー等の情報活用	本省	—	272	254	▲18	▲18
事案の概要	「自動車損害賠償保障法」の規定により策定された自動車事故対策計画に基づき、バス、タクシー、トラックなどの自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援するため、ドライブレコーダー（ドラレコ）やデジタル式運行記録計（デジタコ）の導入を補助するものである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. ドラレコやデジタコの装備実態について

- 補助の大宗を占めるトラックは普及状況の継続的なデータがなく、経年比較や補助と普及の関係の検証ができない状態となっているため、まずはデータの収集・分析を行うべき。
- バス・タクシーへのドラレコ普及率は既に9割程度まで進んでいること、事業用自動車の業態別交通事故件数減少率はトラックが最も低いこと等を踏まえ、バス・タクシーへのドラレコ補助を見直し、トラックへ重点化するなどの検討をすべき。

### 2. ドラレコやデジタコから収集可能な情報の整理と活用可能性について

- デジタコやドラレコ・デジタコ一体型モデルで収集できる位置情報や映像データ、通信機能を活用することで、走行中の事故リスクを低減できるばかりではなく、事業者は車両情報を一元的に管理でき、より効率的な運行管理や労務管理を行うことができる。
- 現在は通信機能の有無、機器のスペックに関わらずドラレコ・デジタコの導入に対する補助率が一律となっているが、通信機能を有するモデルのような先進的な機器や、先進的な活用を行うことを計画する事業者に補助対象を限定するなど、補助要件を抜本的に見直すべき。
- 加えて、国土交通省において運送事業のデジタル化、業務効率化を進めていく観点から、通信機能など事業用自動車向けのドラレコやデジタコが具備すべき機能について検討していくべき。

## 反映の内容等

### 1. ドラレコ・デジタコの装備実態について

- 国土交通省において、トラックへのドラレコ・デジタコの普及状況に関するデータについて、ヒアリング等を通じ令和2年度の普及状況を把握し、平成27年度との比較により分析を行った結果、令和2年度の普及状況は、バス・タクシーに比較すると、普及が進んでいないことが明らかとなった。今後も普及状況の継続的なデータを収集することとし、詳細な分析を行っていく。
- バス・タクシーはドラレコ普及率がかなり進んでいることから、ドラレコ単体を補助対象から外し、対象を相対的に普及率の低いトラックのみとすることでトラックへ重点化を図った。

### 2. ドラレコやデジタコから収集可能な情報の整理と活用可能性について

- 運送事業者の運行管理や労務管理の更なる高度化を図るため、「ドラレコ単体」・「デジタコ単体」の補助金額の上限を引き下げた。他方、「通信機能付ドラレコ・デジタコ一体型機器」の補助金額の上限を引き上げ、通信機能を有する先進的な機器に重点化を図る抜本的な見直しを行った。
- 国土交通省において、ドラレコ・デジタコのメーカーによる開発状況等も踏まえ、事業用自動車向けのドラレコ・デジタコに求められる機能の検討を行った結果、労働時間の管理機能について必要な機能として普及が進んできていることが明らかとなったことから、今後は機能の標準化を検討していく。また、リアルタイムに動態管理などが可能となる通信機能について、普及状況を見ながら標準化を検討していく。

(1. 及び2. の反映額：▲18百万円)



# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(31) 空港着陸料のネットワーク割引	本省	—	48,075	42,148	▲5,927	—
事案の概要	<p>着陸料は、滑走路利用の対価として直接の受益者である航空会社等が支払うものであり、これらを財源として空港の維持運営等を行っている。 平成15年度に地方路線に係る着陸料の軽減措置が導入された後、平成21年度に、リーマンショックによる景気悪化の影響に鑑みて軽減措置の拡充が実施され、平成25年度及び平成29年度においても、「地方航空ネットワークの維持（平成29年度以降は維持・強化）」を図ることを目的として、それぞれ軽減措置が拡充されている。</p>						

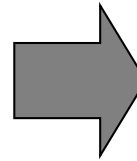
## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 着陸料軽減措置における指標及び目標設定について

- 着陸料の軽減措置についてはこれまでも累次にわたり行われてきたこと、また、着陸料が国管理空港等の維持運営における貴重な財源であることを踏まえ、政策効果を適切に検証し説明責任を果たしていくことが重要であり、このような観点からは、「地方航空ネットワークの維持」のような定性的な政策目的だけでなく、政策効果を測る指標と具体的な目標設定が必要である。
- さらに、設定された目標については、割引実施から一定期間が経過した後に確認を行い、政策効果が出ているかどうか適切な検証を行うとともに、政策効果に応じた割引率の見直しの仕組みといった着陸料の軽減措置のあり方についても併せて検討すべきである。

### 2. 着陸料軽減措置による実際の効果について

- 今回の運航回数に着目した分析では、運航回数が減少し、着陸料の軽減措置の効果が認められると評価し難い割引区分・時期が存在している。
- 上記検証結果も踏まえつつ、国土交通省として、上記1の指摘のとおり、軽減措置の政策効果を測る指標及び具体的な目標を設定した上で、改めて平成25年度及び平成29年度の軽減措置の政策効果の検証をできるだけ早急に行うべきである。その上で、政策効果が乏しいと判断された割引区分または路線についてはその要因を分析し、令和3年度に実施した着陸料の算定方式の変更も踏まえつつ、政策効果が出るような制度に見直すべきである。



## 反映の内容等

### 1. 着陸料軽減措置における指標及び目標設定について

### 2. 着陸料軽減措置による実際の効果について

- 平成25年度及び平成29年度の軽減措置の効果検証については、同措置が新型コロナウイルス感染症発生前の措置であることにも留意しつつ、適切な指標及び目標をできるだけ早急に設定し、効果の検証を行う。
- 今後の着陸料の軽減措置のあり方の検討に当たっては、令和3年度に実施した着陸料の算定方式の変更や新型コロナウイルス感染症の航空需要や航空会社の経営への影響に加え、令和3年度及び令和4年度における空港使用料及び航空機燃料税の減免による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえた空港使用料の見直しの検討も勘案し、着陸料軽減措置の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。

# 反映状況票

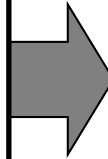
(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(32) 出入国の円滑化に係るシステム等	本省	—	4,084	2,905	▲1,179	—
事案の概要	最先端技術を活用した顔認証ゲート及び個人識別情報システム並びに先進的手法であるバイオカードを運用することで、ポストコロナ時代を見据えて、出入国審査手続の迅速化を図り、ストレスフリーの環境を実現するとともに、訪日外国人旅行者の本邦滞在時間を確保し、観光消費の増加を促進するために実施するものである。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 個人識別情報システムの導入効果及び効果検証について

令和2年度の個人識別情報システムの刷新に要する費用については、現状では入国審査待ち時間の短縮政策効果が薄い刷新内容が含まれており、この部分については、国際観光旅客税の税收（以下「観光財源」という。）を充当する施策として適切とは言えない部分があり、効果を見極めた上で、事業の見直しを検討すべき。



## 反映の内容等

### 個人識別情報システムの導入効果及び効果検証について

個人識別情報システムの導入に必要な経費は、観光財源を活用した「国際観光旅客税財源観光振興費」として予算措置され、かつ、令和元年度及び令和2年度から5年間の国庫債務負担行為が認められている。仮に、用途の定めのない一般財源での事業へ移行するとした場合の移行に適したタイミングとしては、次期システムへのリプレースを見据えて令和6年度及び令和7年度以降が考えられるため、引き続き効果を見極めつつ、一般財源への移行も含め事業の見直しについて検討を進める。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	(33) CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	共同	(近畿財務局)	6,600	—	▲6,600	▲6,600
事業の概要	<p>各分野におけるCO2削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証事業に対し支援する。                      事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 商品化等やCO2削減効果の達成状況

- ・本技術開発・実証事業について、商品化が低調なことやCO2削減効果が未達成の要因を分析・検討する必要があるのではないか。
- ・採択時のCO2削減効果目標が過大に見積もられていると考えられるため、统一的に算出できる指標などを検討すべきではないか。
- ・しっかりと商品化につながるなど、高いCO2削減効果が期待できる事業を採択することとし、予算の重点化を図るべき。特に委託事業については、国費負担割合が高いことを踏まえ、委託事業として行う必要性を精査しつつ、採択時の審査や後述する中間評価・事業終了後のフォローアップに関する見直しを強化すべき。

### 2. 中間評価の機能について

- ・中間評価の評価項目に、低コスト化、耐久性の向上、量産化への対応など商品化への課題を追加するなど、効果的な評価になるよう見直しを検討すべき。
- ・評価点5.0未満の事業は、商品化に至らない現状を踏まえ、開発計画の見直しを含めて事業継続の適否を検討すべき。
- ・中間評価の評価点によって、予算要望額の減額を行うなど、資金配分の見直し基準を設けることを検討すべき。
- ・上述の見直し等を通じ、各プロジェクトにおいて事業者が高い効果を目指していくよう、インセンティブ付けの在り方を見直していくべき。

### 3. 事業終了後のフォローアップ

- ・事後評価で助言する今後の課題については、商品化や実用化につながるようなメルクマールとなる指摘にすべき。
- ・事後評価で助言した今後の課題について、その対応報告を受け、課題未解消の要因を分析し、指導等の事後の措置を講じ、意味のあるフォローアップを行い、商品化や実用化につなげるべき。

## 反映の内容等

### 1. 商品化等やCO2削減効果の達成状況

- ・調査の結果を踏まえ、本事業は廃止することとし、下記のとおり、公募時及び事業実施時並びに2.及び3.における抜本的な見直しを行った上で新たな枠組みで事業(令和4年度予算案:50億円)を実施することとした。(一部国土交通省、農林水産省連携事業)
- ・公募時において、事業化の妥当性等を評価できる投資・金融の実務経験のある外部委員を参画させるなど評価委員の構成を見直した。
- ・商品化に至らない要因として、事業実施者が所属する社内で事業化体制が構築できていない場合もあったことから、実施体制に事業部を参画させることとする。

### 2. 中間評価の機能について

- ・開発目処ができつつある2年目(事業終了前年度)において、事業化計画書を策定し、3年目(事業終了年度)の中間評価において、評価委員の判断等により柔軟に計画の見直しを行うこととした。
- ・中間評価において、事業継続の適否の判断だけではなく、良評価の課題については、原則3年である実施期間について、実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める、商品化・事業化に非常に期待の高い追加的取組に対して追加予算措置を行うなどのインセンティブ付けを行うこととした。
- ・一方で、低評価課題については中止するなど、適切な対応を実施することとした。

### 3. 事業終了後のフォローアップ

- ・事後評価で助言する今後の課題については、対象とする顧客、販売戦略などを整理・具体化し、販売開始までに市場形成を行うことなどをメルクマールとして、商品化や実用化につながるような指摘を中心に行うこととし、フォローアップ調査の設定内容や方法についても、事後評価で受けた指摘・助言への対応状況等を中心に確認し、普及に当たっての阻害要因を分析する等の見直しを行うこととする。
- ・終了課題も含めた採択事業者と、投資家や金融機関、小売事業者等を対象とした双方向的なマッチング会を企画・実施し、民間資金の誘引を促進することとした。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(34) 退職予定自衛官に係る就職援護事業	共同	(関東財務局)	3,676	3,676	▲0	▲2
事業の概要	<p>本事業は、50代半ばで退職する若年定年制自衛官（5,000～7,000人程度）及び20代から30代半ばで退職する任期制自衛官の退職後の生活基盤確保のための再就職に必要な職業訓練の実施や求人開拓などの就職援護施策を行うものである。</p> <p>※本調査では、若年定年制自衛官のみを調査した。</p>						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 活動目標の設定状況について

・「再就職者数＝量」に関する従来目標に加え、退職予定自衛官の再就職条件（所得額、勤務年限、キャリアアップ等）をより良いものとする「質の向上」を観点とした定量的な目標を設定すべきである。

### 2. 職業訓練の効率性について

・職業訓練の課目設定に当たっては、これまでの再就職実績、労働市場の動向及び企業ニーズ等について丁寧に調査分析すべきである。

・分析結果を踏まえ、関連度が低い訓練課目の整理合理化を行い、また、新規課目の設定に当たっては、雇用情勢や企業ニーズ等を踏まえ真に再就職に有効と考えられるものに限定するほか、既定の訓練課目を社会情勢等の変化に応じて随時見直す仕組みを講じるなど、職業訓練の効率性を改善すべきである。

### 3. 就職援護事業の有効性について

・退職前後所得維持者などの好事例について、再就職に至った経緯や理由（特徴・属性等）の整理・分析を行うべき。

・その上で、分析結果を基に指導ノウハウを確立し、全国の担当部署への普及を図るべき。

・より多くの者が企業ニーズ等を踏まえた再就職先を選定し、適切な訓練を受けられるように支援等の仕組みを見直すべき。

・企業アンケート結果において、企業から採用停止等の消極的な採用意向が示されている原因を調査すべき。

・企業アンケート結果を踏まえ、社会適応性を高めるための業務管理教育を一層強化すべき。

・再就職先と成り得る企業に対する深度ある情報発信が行えるように援護広報の手法等を見直すべき。

## 反映の内容等

### 1. 活動目標の設定状況について

・「質の向上」を観点とした新たな活動目標を設定することとし、全国一律ではなく地域差、職種差、業種差等といった特性に応じた適切な指標を作成するために必要となるデータ収集等を行うこととした。

### 2. 職業訓練の効率性について

・退職予定自衛官の希望に基づき職業訓練課目が設定される従前の制度を廃止し、自衛隊援護協会に登録された求人情報や厚生労働省の指標など最新の雇用情勢等を踏まえた職業訓練課目が設定される制度を創設した。

・また、一層適確な要領設定の検討の資とするためのデータ収集等を行うこととした。（反映額：▲2百万円）

### 3. 就職援護事業の有効性について

・業務管理教育の一層強化に向けた現行カリキュラム等の見直しのほか、深度ある情報発信に向けた広報対象や広報内容の再検討を始めとする援護広報手段を見直すために必要となるデータ収集等を行うこととした。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(35) 防衛情報通信基盤の部外回線借上	本省	—	4,646	4,662	16	▲144
事案の概要	全自衛隊共通の通信基盤である防衛情報通信基盤において、その通信手段の一つとして、防衛省・自衛隊に使用が限定される専用回線と、中継網を複数ユーザーで共同利用する共用回線からなる民間から借り上げている部外回線がある。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 契約通信容量の妥当性について

最適な通信ネットワークの構築に向けて、部隊等の通信所要について十分に検討した上で、今般の実態調査結果を踏まえた、必要な契約通信容量の見直しを行うべき。また、必要な契約通信容量については、定期的な通信容量調査を実施することにより、検証できる環境を整えるべき。

### 2. 契約通信単価の適切性について

市場単価が適用し得る回線については、引き続き、近年の通信接続料の低減を踏まえた市場単価となっているか等の精査を実施するべき。また、防衛省・自衛隊向けの設備投資を行い提供される回線についても、市場単価を適用し得る部分と独自整備が必要な部分を確認の上、契約通信単価を精査すべき。

### 3. 通信環境の抗たん性について

引き続き非常時においても防衛省・自衛隊の任務の継続に必要な通信経路は確実に確保すべき。その際、部外回線以外の通信環境の整備状況も踏まえつつ、復旧が早く、契約通信単位の変更が容易である無線回線を取り入れるなど、費用対効果を考慮した、より抗たん性に優れた通信環境のベストミックスを検討すべき。

## 反映の内容等

### 1. 契約通信容量の妥当性について

最適な通信ネットワークの構築に向けて、部隊等の通信利用実績値を踏まえ、必要となる通信容量の見直しについて検討を行っている。その際、検討が終わったものについては、順次見直しを行っており、令和4年度予算案にて約1億4千万円の削減を達成した。併せて、定期的な通信容量調査の実施を含め、所要通信容量の検証が可能となる環境整備を引き続き検討していく。(反映額:▲144百万円)

### 2. 契約通信単価の適切性について

市場単価が適用し得る回線については、近年の通信接続料の低減を踏まえた市場単価となっているか等の精査を行い、契約通信単価の適切性を引き続き確保していく。併せて、防衛省・自衛隊向けの設備投資を行い提供される回線についても、市場単価を適用し得る部分を洗い出し、契約単価に反映させるため、所要の調整に着手しており、令和5年度以降の予算要求に可能な限り反映していく。

### 3. 通信環境の抗たん性について

引き続き非常時においても防衛省・自衛隊の任務の継続に必要な通信経路を確実に確保すべく検討を継続した。また「部外回線以外の通信環境の整備状況も踏まえつつ、復旧が早く、契約通信単位の変更が容易である無線回線を取り入れるなど、費用対効果を考慮した、より抗たん性に優れた通信環境のベストミックスを検討」については、複数の通信回線を確保できるよう、所要の調整に着手した。

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(36) 間接調達の適正化	本省	—	115,136の内数 (契約ベース)	14,098の内数 (契約ベース)	▲101,038の内数 (契約ベース)	—
事案の概要	防衛装備品の製造を直接受注する企業と下請企業間の契約内容等(間接調達)を調査し、その調達手法や管理のあり方等について検討を行う。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について

- 間接調達の対象となる個別部品の価格を把握した上で、価格上昇理由等の検証を行うべきである。

### 2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について

- プライム企業における価格抑制策として、競争性の追求や部品の共通化などが行われている。これらの取組を後押しするため、防衛省として、より主体性を持ってプライム企業に対して関与・指導を行い、好事例については横展開を行う・各社間の協力を促すなど、間接調達の適正化を通じた、装備品(最終製品)の価格抑制に向けた体制構築を行うべきである。
- 装備品(最終製品)の国産(ライセンス国産含む)が、装備品(最終製品)の調達手段として妥当なのかどうか、個別装備品ごとに改めて検証を行う必要がある。

### 3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

- 防衛省全体として、プライム企業任せにせず間接調達の実態を正確に把握するためにも、実効的なコストデータベースを早期に構築し、価格上昇実態や原因の把握・分析を徹底すべきである。
- プライム企業側における調達数量や調達時期の予見可能性を高めるため、より計画的・効率的な調達を行うべきである。
- 装備品(最終製品)に求める基準の妥当性を部品レベルで検証し、過度の独自性を追求せず、必要な見直しを行うことで、専用部品の使用を真に必要な範囲に限定し、汎用品や民生品の使用割合を増加させることで、装備品(最終製品)の調達価格抑制に向けた実効的な対策を講じるべきである。

## 反映の内容等

### 1. 間接調達部品の価格可視化・比較検証について

#### 3. 防衛省における間接調達の管理のあり方について

- 令和3年度においては、部品の価格上昇実態や原因の把握・分析を可能とするコストデータベースの構築に向けて、部品レベルでの調達情報の整理を行った。これにより将来の値上がりが見込まれる部品等を特定し、調達の見直しを検討するなど、装備品調達の最適化等を徹底していく。
- コストデータベースについては、令和5年度に運用開始を予定しており、現在詳細設計の検討を進めているところである。蓄積したデータの活用により、単年度の分析に留まらない経年の価格推移の把握分析を行い、調達の効率化を推進し、適正な価格となるようコスト管理を推進していく。
- 独自仕様の見直しについては再設計費を要する場合も多く、費用対効果のある代替品の導出は容易ではないものの、こうした見直しも引き続き検討する。

### 2. 間接調達部品の低価格調達に向けた取組について

- 好事例の水平展開や上記価格分析等によりプロジェクト全般のコスト抑制が実施可能な体制の構築に努める。例えば、P-1の輸入部品を国産化した実績を、共通部品を使用するC-2にも適用し、間接調達部品の価格低減を推進した。

# 反映状況票(行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案の概要	今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<b>(37) 携帯電話等に係る経費 &lt;各府省:一般会計、各特別会計&gt; [調査主体:共同(四国財務局)] 【反映額:▲27百万円】</b> [参考 令和2年度(調査対象実績額):1,089百万円] (本調査は、平成24年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)		
各官署は、職員の外出先での業務上の連絡手段等として、携帯電話等を保有し、職員に貸与している。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 携帯電話等の貸与に当たっては、<u>貸与の状況を把握したうえで、必要性を精査し、不要なものについては保有台数を削減すること。</u> また、貸与する場合は、貸与状況を踏まえて、必要な者に適切に貸与すること。</li> <li>2. 携帯電話等の利用に当たっては、<u>その利用目的及びデータ通信の利用状況を踏まえ、適切な契約通信容量となるように見直しを図るべき。</u></li> <li>3. 携帯電話等の契約に当たっては、<u>1者見積りの随意契約としている場合は、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の向上に努めるとともに、携帯電話等の利用目的を踏まえつつ、他官署の購入額抑制に向けた工夫を参考にして調達価格の低減に取り組むべき。</u></li> </ol>	<p>保有台数の見直しを行い、その必要性を精査することで保有台数を削減した。</p> <p>利用状況を踏まえ、適切な総保有台数・総通信容量となるよう見直しを検討し、更なる経費削減に努める。</p> <p>調達価格の低減に向けて、競争入札や複数者の見積りを積極的に採用するよう、改めて省内へ周知徹底を図った。また、引き続き経費削減を図っていくため、可能な限りまとめて調達するよう努める。</p>
<b>(38) 業務用車に係る経費 &lt;各府省:一般会計、各特別会計&gt; [調査主体:共同(福岡財務支局)] 【反映額:▲2百万円】</b> [参考 令和2年度(調査対象実績額):1,225百万円の内数] (本調査は、平成25年度及び28年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)		
各官署は、購入またはリース等により業務用車を配置しており、その維持のために、車検や点検等の費用も毎年支出している。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 稼働率の低い車両については、<u>車両を保有する必要性の有無を改めて検討すべき。</u></li> <li>2. 小排気量車両への切替の検討余地がある車両については、<u>次期車両への更新時に、保有コスト削減の観点からその是非を検討するべき。</u> また、他の車両においても、更新の際には、排気量等の規格について、その必要性を精査すべき。</li> <li>3. 車検・法定点検等の契約にあたっては、<u>スケールメリットを活かした調達方法を検討するべき。特に複数台の車両を保有する官署では、契約の集約化を検討するべき。</u> また、1者見積りの随意契約としている場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の向上に努めるべき。</li> </ol>	<p>稼働率の変化を見極め、車両保有の必要性の有無を検討し、業務の円滑な実施に支障を来さない程度に保有台数の見直し等を行う。</p> <p>更新の際に、排気量等の規格について、その必要性を確認し、可能な場合は小排気量車両への切替えを行う。</p> <p>令和4年度以降は、車検・法定点検等の調達を地域ごとに集約するなど、一括調達とすることで、経費の削減に努める。</p>



# 反映状況票(行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案の概要	今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>(39) 議事録等作成業務に係る経費</p> <p>[参考 令和2年度(調査対象実績額) : 316百万円] (本調査は、平成29年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p> <p>各府省は、記者会見、審議会、講演会などの議事録等の作成を必要に応じ反訳の専門業者に依頼している。また、一部の官署では、必要に応じて議事録作成支援ツールを導入し、議事録等の作成を効率的に進めている。</p>	<p>&lt;各府省&gt; 【調査主体:共同(関東財務局)】 【反映額:-】</p> <p>1. 議事録等作成業務委託</p> <p>(1) 納入期限別の契約単価の差</p> <p>納入期限については、作業日数を長く設定することで契約料金をより安価に抑えることができる傾向にあるため、適切な納入期限の設定を検討すべき。</p> <p>(2) 契約内容</p> <p>①総価契約における減額精算条項</p> <p>会議の実施状況等を踏まえた上で、無駄な支出を防ぐことができるものについては、減額精算条項を付すことを検討すべき。</p> <p>②単価契約の場合の端数処理方法</p> <p>端数処理方法については、役務の提供を伴わない料金の発生を防ぐよう契約上の条件の工夫を行うべき。</p> <p>(3) 契約方式</p> <p>やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者への見積依頼を徹底するなど、調達にあたっては競争性の確保を図るべき。</p> <p>(4) 調達方法</p> <p>共同調達や一括調達など、スケールメリットを活かした調達方法を検討すべき。</p> <p>2. 議事録作成支援ツール</p> <p>(1) 議事録作成支援ツールの利用状況及び導入効果</p> <p>議事録作成支援ツールの導入を検討している官署は、導入官署のアンケート等の結果を参考にする一方で、利用実績が低調になり無駄な支出となる可能性もあることから、<u>利用見込みを踏まえたうえで、導入の検討を図るべき。</u></p> <p>また、既に導入している官署は、<u>利用実績や導入効果を把握するなどして必要性を精査するとともに、利用にあたっては更なる活用促進を図るべき。</u></p> <p>(2) 契約方式</p> <p>やむを得ない事情がある場合を除き、競争入札や複数者への見積依頼を徹底するなど、調達にあたっては競争性の確保を図るべき。</p>	<p>納入期限については過度な早期納入とならないよう適切な納入期限を設定するよう努める。</p> <p>会議の実施状況等を踏まえた上で、無駄な支出を防ぐことができるものについては、減額精算条項を付すよう努める。</p> <p>単価契約における端数処理については、切捨て等による対応が可能か参考見積依頼の段階で確認し、役務の提供を伴わない料金の発生を防ぐよう努める。</p> <p>引き続き、競争入札や複数者への見積依頼を実施することで、競争性の確保を図り、経費削減に努める。</p> <p>競争入札や複数者への見積りの徴取等、競争性の向上に努めるとともに、共同調達も引き続き実施に努める。</p> <p>導入していない官署においては、ツール導入による議事録作成業務の作業時間縮減の効果や利用見込み等を精査した上で、導入に向けた検討を進める。</p> <p>競争入札や複数者見積りを採用し、競争性の確保に努める。</p>



# 令和3年度予算執行調査の4年度予算への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ財務局	特別会計 (注3)	反映額
1	内閣府	地域経済分析システム (RESAS) による地方版総合戦略支援事業等に係る経費		共同	北海道		-
2	内閣府	災害援護貸付金		本省			-
3	内閣府	全国消費生活情報ネットワークシステム (PI0-NET) 業務		共同	九州		-
4	総務省	周波数の使用等に関するリテラシーの向上	27年度	本省			▲ 41
5	総務省	就業構造基本調査 (周期統計調査経費)		本省			-
6	法務省	刑務所出所者等に対する就労支援		本省			▲ 0
7	外務省	日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業	30年度	本省			▲ 24
8	外務省	独立行政法人国際協力機構が行う技術協力におけるコンサルタント契約等	30年度	本省			-
9	財務省	税関監視艇建造・運航等経費	28年度	本省			▲ 28
10	文部科学省	公立学校施設整備事業		本省			-
11	文部科学省	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 (スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業)		共同	中国		-
12	文部科学省	研究施設の運営の効率化		本省			-
13	文部科学省	地域文化財総合活用推進事業 (地域の文化遺産次世代継承事業)	28年度	財務局	北陸		-
14	厚生労働省	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		財務局	四国		▲ 14
15	厚生労働省	児童虐待・DV対策等総合支援事業		本省			▲ 1,227
16	厚生労働省	生活保護 (医療扶助)		本省			-
17	厚生労働省	障害福祉サービス等 (障害児通所支援)		共同	関東		-
18	厚生労働省	介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況		本省			-
19	厚生労働省	診療報酬 (後発医薬品関係)		本省			-
20	農林水産省	産地パワーアップ事業		共同	北海道		-
21	農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策)		共同	東北		-
22	農林水産省 国土交通省	海岸事業 (海岸保全施設の維持管理)		本省		※1	-
23	農林水産省	備蓄米及びミニマム・アクセス米 (MA米) の管理・販売コスト		本省		※2	-
24	農林水産省	林業イノベーション推進総合対策 (省力化機械開発推進対策及び新素材による新産業創出対策)		本省			▲ 26
25	経済産業省	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金		共同	関東	※3	-
26	経済産業省	IT導入補助金		本省			-
27	国土交通省	都市公園・緑地等事業		本省			▲ 872
28	国土交通省	防災情報提供のあり方		共同	東北		-
29	国土交通省	道路事業の事業評価		共同	東海		-
30	国土交通省	事業者向けドライブレコーダー等の情報活用		本省		※4	▲ 18
31	国土交通省	空港着陸料のネットワーク割引		本省		※4	-
32	国土交通省	出入国の円滑化に係るシステム等		本省			-
33	環境省	CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業		共同	近畿	※3	▲ 6,600
34	防衛省	退職予定自衛官に係る就職援護事業		共同	関東		▲ 2
35	防衛省	防衛情報通信基盤の部外回線借上		本省			▲ 144
36	防衛省	間接調達の適正化		本省			-

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	フォロー アップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注3)	反映額
37	各 府 省	携帯電話等に係る経費	24年度	共 同	四 国		▲ 27
38	各 府 省	業務用車に係る経費	25年度 28年度	共 同	福 岡		▲ 2
39	各 府 省	議事録等作成業務に係る経費	29年度	共 同	関 東		—
合 計							▲ 9,024

(注1)「フォローアップ調査」：前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注2)「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(注3) ※1は一般会計のほか「東日本大震災復興特別会計」、※2は「食料安定供給特別会計」、※3は「エネルギー対策特別会計」、※4は「自動車安全特別会計」である。

(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、「合計」において一致しない。

(注5) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

## 【参考】 過年度に実施した予算執行調査の4年度予算への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	調査年度	反映額
1	総 務 省	ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費（実践的サイバー防御演習分）	2年度	▲ 0
2	法 務 省	日本司法支援センター運営費交付金	2年度	▲ 115
3	財 務 省	財務局機能強化・地域連携推進経費	2年度	▲ 4
4	国 土 交 通 省	地籍整備の推進	2年度	▲ 150
5	内 閣 府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	元年度	▲ 1,960
6	財 務 省	輸出入貨物分析機器整備経費	元年度	▲ 9
7	各 府 省	外部書庫に係る経費	2年度	▲ 6
8	各 府 省	会議等の会場借料	2年度	▲ 8
9	各 府 省	独立行政法人におけるコピー用紙の購入経費	2年度	▲ 2
合 計				▲ 2,255